

---

# 第3次壱岐市障がい者計画

---

令和4年3月

長崎県壱岐市





## はじめに

近年の少子高齢化や一人暮らし世帯の増加、障がいのある人同士の介護の問題、防災意識の高まりなど、障がいのある人やそのご家族を取り巻く環境も大きく変化しており、新しい時代にふさわしい見守りや相談支援など、個々の状態に応じたネットワークの構築が不可欠となっています。

本市では、平成29年3月に「第2次壱岐市障がい者計画」を策定し、障がいのある人もない人も共に暮らし、共に生きる社会を目指し、「必要な人に、必要なときに、必要なサービス」が提供できるよう障がい福祉の推進に取り組んでまいりました。

この度、前回の計画を継承するとともに、引き続き「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を基本理念として、本計画を策定いたしております。

今後この計画に基づき、障がいのある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まちづくり」の実現に向け全庁一丸となって取り組んでまいります。市民の皆様をはじめ、障害者団体、さらには社会福祉協議会等の地域団体、医療機関等の関係機関や、福祉サービス事業者等の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました、壱岐市障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げ、壱岐市障がい者計画策定にあたってのごあいさつといたします。

令和4年3月

壱岐市長 白川博一



◇◇◇目次◇◇◇

**第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方.....1**

第1節 計画策定の趣旨・背景..... 1

第2節 計画の位置づけ..... 3

第3節 計画の期間..... 4

第4節 計画の策定体制..... 4

1. 吉崎市障害者地域自立支援協議会における検討..... 4

2. アンケート調査の実施..... 5

3. その他意見の聴取..... 5

4. 圏域での取組..... 6

第5節 国における障害者基本計画（第4次）の概要..... 7

**第2章 障がいのある人の現状と取り巻く環境.....8**

第1節 人口等の状況..... 8

1. 人口の状況..... 8

2. 障がいのある人の状況..... 11

第2節 アンケート結果..... 19

1. アンケート結果の概要..... 19

第3節 本市における障がい者福祉の主要課題..... 22

1. 統計データ、各種調査からの把握..... 22

**第3章 計画の基本的な考え方.....25**

第1節 計画の基本理念..... 25

第2節 計画の基本的視点 .....	26
第3節 施策体系 .....	27
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>28</b>
第1節 生活支援の推進.....	28
1. 相談支援体制の充実・強化 .....	29
2. 在宅サービス等の充実 .....	31
3. 障がいのある児童への支援の充実.....	32
4. 交流とふれあいの推進 .....	33
第2節 保健・医療の推進 .....	34
1. 保健・医療の充実 .....	35
2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 .....	36
3. 高次脳機能障害、難病患者への支援.....	37
4. 精神保健福祉施策の充実.....	37
第3節 教育、文化芸術活動・スポーツの推進 .....	38
1. インクルーシブ教育の推進 .....	39
2. 文化芸術活動、スポーツ等の振興.....	40
第4節 雇用・就業、経済的自立の支援.....	41
1. 障がい者雇用の促進.....	42
2. 経済的自立の支援 .....	43
第5節 安全・安心な生活環境の確保 .....	43
1. 住宅の確保.....	44
2. 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進.....	44
第6節 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実.....	45
1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上.....	46
2. 意思疎通支援の充実.....	46
第7節 防災・防犯等の推進.....	47

1. 防災・防犯対策の推進 .....	48
2. 消費者トラブルの防止 .....	48
第8節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	49
1. 障がいを理由とする差別の解消の推進.....	50
2. 権利擁護の推進及び虐待の防止 .....	50
第9節 行政サービス等における配慮 .....	51
1. 行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する理解の促進等 .....	52
<b>第5章 障がいのある人を支える体制づくり .....</b>	<b>53</b>
第1節 壱岐市障害者地域自立支援協議会を中心とした支援の充実 .....	53
<b>第6章 計画の推進体制.....</b>	<b>54</b>
第1節 各種関連機関との連携 .....	54
1. 地域の各関連機関・関連団体との連携.....	54
2. 医療機関との連携 .....	54
3. 庁内体制の整備.....	54
第2節 広報・啓発活動の推進 .....	54
1. 広報・啓発活動の推進 .....	54
2. 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進.....	54
3. ボランティア活動等の推進 .....	55
第3節 計画の推進体制.....	55
<b>資料編 .....</b>	<b>56</b>
第1節 壱岐市障害者地域自立支援協議会 .....	56
第2節 アンケート結果（一部抜粋） .....	60

※「障害者」の「害」表記について

本計画においては、「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。



# 第1章 計画策定にあたっての基本的な考え方

## 第1節 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がいのある人のための施策は、「国際障害者年<sup>1</sup>」及び「国連・障害者の十年<sup>2</sup>」を踏まえ、リハビリテーションとノーマライゼーション<sup>3</sup>の理念の下に、「完全参加と平等」を目標に推進されています。

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に寄与することを目指して、様々な制度が整備されてきました。

具体的には、平成26年の障害者権利条約批准、平成28年の障害者差別解消法の施行、障害者雇用促進法の一部改正などがあげられます。平成30年3月には、「障害者基本計画（第4次）」が閣議決定され、以後5年間における障がい者福祉の在り方が示されており、これまで以上に障がいのある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

長崎県においては、平成15年に「長崎県障害者基本計画」（長崎県障害者プラン）を、平成21年には、「改訂長崎県障害者基本計画」を、平成26年には、「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」を、平成31年には令和5年度までを期間とする「長崎県障害者基本計画（第4次）」を策定し、県の障がいのある人のための施策の基本的な方向を示しています。

本市では、平成29年3月に「第2次壱岐市障がい者計画」を策定し、総合的、計画的に障がいのある人のための施策に取り組んできました。

令和3年度には、計画期間（平成29年度～令和3年度）が終了することから、こうした国や県の動向を踏まえるとともに、施策の実施状況や効果を検証した上で、中・長期的な視点も持ちながら、5年後の令和8年度を目標年度とする新たな障がい者計画（以下「本計画」という。）を策定します。

---

<sup>1</sup> 世界の人びとの関心を、障がいのある人が社会に完全に参加し、融和する権利と機会を享受することに向けて、国連総会が昭和56年（1981）年に宣言した。

<sup>2</sup> 国際障害者年の翌年、各国において、引き続き障がいのある人に関する問題に取り組んで行く必要があることから、昭和58（1983）年から平成4（1992）年を定めたもの。

<sup>3</sup> 障がいのある人とない人とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策のこと。

◇国の主な動向と長崎県、壱岐市の障がいのある人にかかる計画の動向◇

年度	国	長崎県	壱岐市
平成 18年度	・ 障害者自立支援法の施行		・ 「壱岐市障がい者福祉計画」・ 「障がい福祉計画」策定
20年度	・ 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置	・ 「改訂長崎県障害者基本計画」策定	・ 「壱岐市障がい福祉計画（第2期）」策定
21年度	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の段階的施行開始		
22年度	・ 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について（閣議決定） ・ 障害者自立支援法等の一部改正		
23年度	・ 障害者基本法の一部改正		・ 「壱岐市障がい福祉計画（第3期）」策定
24年度	・ 障害者虐待防止法の施行 ・ 「障害者基本計画（第3次）」策定	・ 「長崎県工賃向上計画」策定	
25年度	・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行 ・ 障害者権利条約（国会承認）	・ 「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」策定	
26年度	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針について（閣議決定）	・ 障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例の施行	・ 「壱岐市障がい福祉計画（第4期）」策定
27年度		・ 「第2期長崎県工賃向上計画」策定	
28年度	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 ・ 改正障害者雇用促進法の施行 ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・ 改正発達障害者支援法の施行		・ 「壱岐市障がい者計画（第2次）」策定
29年度	・ 「障害者基本計画（第4次）」策定		・ 「壱岐市障がい福祉計画（第5期）」／障がい児福祉計画（第1期）」策定
30年度	・ 改正障害者総合支援法、改正児童福祉法の施行	・ 「第3期長崎県工賃向上計画」策定 ・ 「長崎県障害者基本計画（第4次）」策定	
令和 2年度	・ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行		・ 「壱岐市障がい福祉計画（第6期）」／障がい児福祉計画（第2期）」策定
3年度	・ 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	・ 「第4期長崎県工賃向上計画」策定	・ 「壱岐市障がい者計画（第3次）」策定

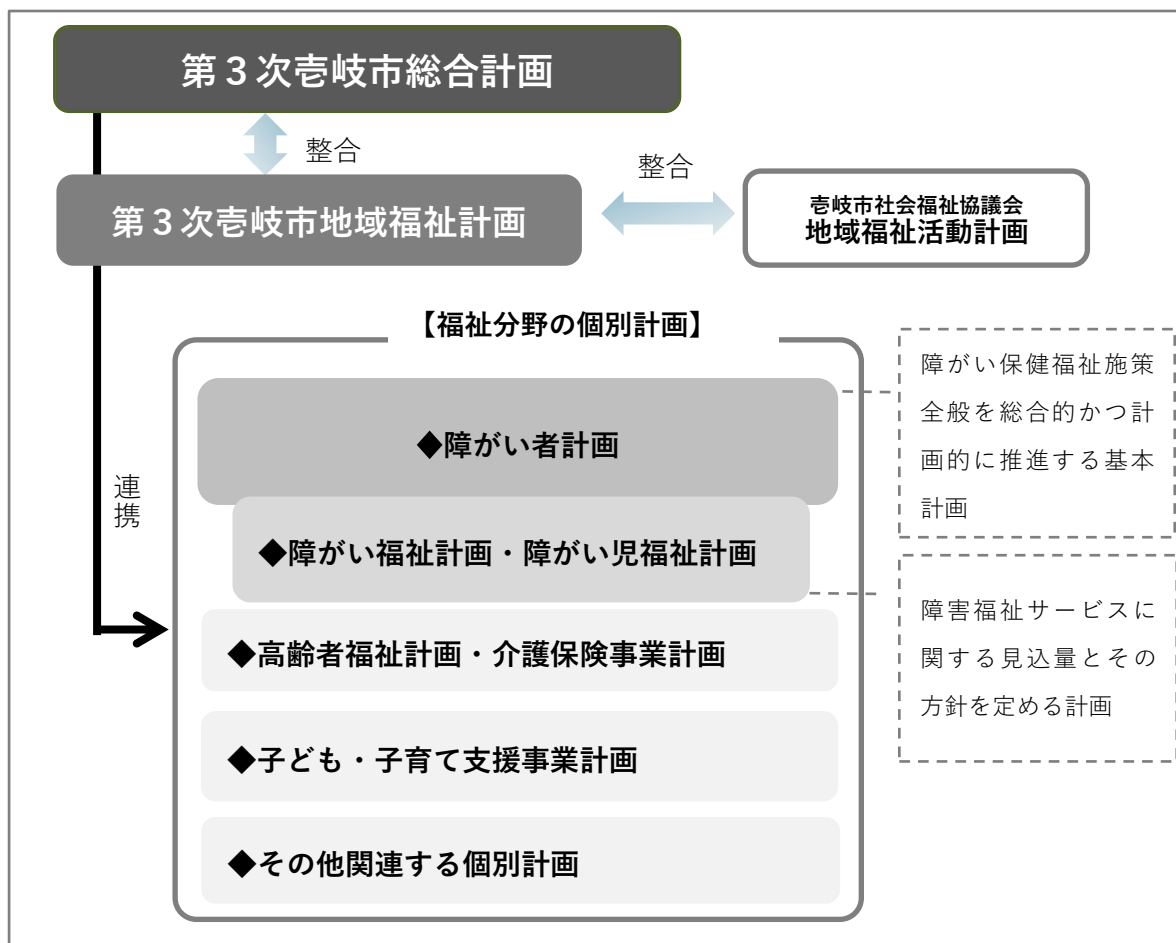
## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本計画です。国・県の障害者基本計画はもとより、本市における上位計画の「壱岐市総合計画」や「壱岐市地域福祉計画」をはじめとする関連計画等との整合性を図って策定します。

### ◇計画策定の根拠と計画の役割◇

計画策定の根拠	○障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」
障害者基本法第11条第3項	○市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
計画の役割	○障がいのある人のための施策に関する基本的な計画

### ◇障がい者計画と他計画との関係◇



### 第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、計画期間内であっても、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### ◇計画期間◇

年度	平成 29	平成 30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
計 画	第2次壱岐市障がい者計画									
						第3次壱岐市障がい者計画				

### 第4節 計画の策定体制

#### 1. 壱岐市障害者地域自立支援協議会における検討

障がいのある人のための施策はその内容が広範多岐にわたることから、全庁的な取組体制を整備する必要があります。そのため、本計画策定にあたっては、国及び県の計画を勘案しながら、障がい者団体の代表、医療・教育・福祉等の事業に従事する専門家、学識経験者等各方面の幅広い意見を反映させるよう努めることが求められています。

こうしたことから、障がい者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉関係者、住民代表、関係行政機関代表、市職員代表等の幅広い分野から参加している「壱岐市障害者地域自立支援協議会」において検討を行いました。

## 2. アンケート調査の実施

障がいのある人の生活実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定のための基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

### ◇調査の概要◇

項目	内容
調査対象	壱岐市に在住の障がいのある方
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和3年7月
調査地域	壱岐市全域
配布数	1,479
有効回収数	682
有効回収率	46.1%

## 3. その他意見の聴取

広く市民のみなさんからの意見をうかがうため、パブリックコメントを実施しました。

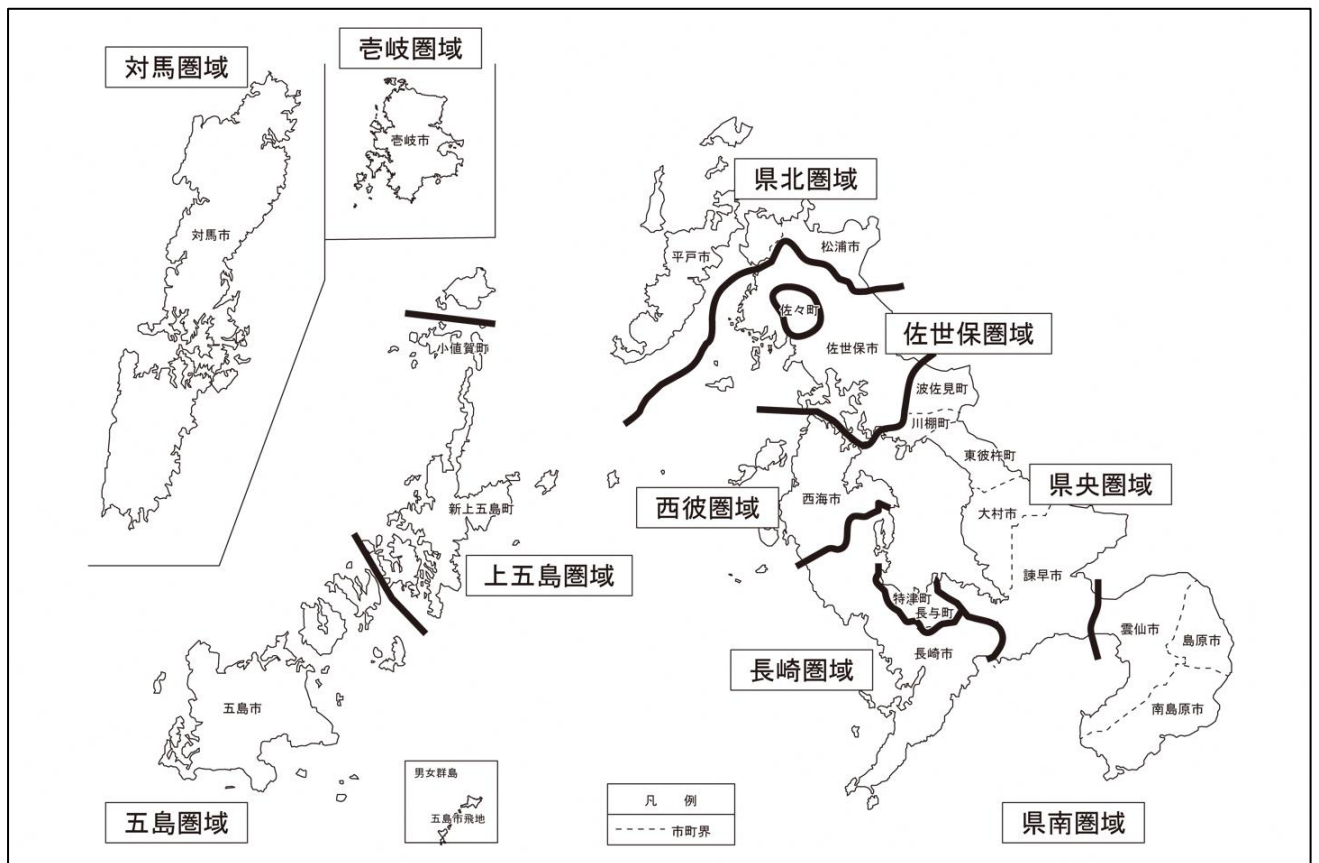
## 4. 圏域での取組

長崎県では、広域的な観点から、障がい保健福祉圏域を10圏域設定しています。  
本市は、壱岐市のみの壱岐圏域となっており、県との緊密な連携を図りながら、障がいのある人のための施策を推進しています。

◇長崎県における障がい保健福祉圏域◇

圏域名	構成市町
長崎	長崎市
西彼	西海市、長与町、時津町
佐世保	佐世保市
県北	平戸市、松浦市、佐々町
県央	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
県南	島原市、雲仙市、南島原市
五島	五島市
上五島	新上五島町、小値賀町
壱岐	壱岐市
対馬	対馬市

◇長崎県における障がい保健福祉圏域図◇



## 第5節 国における障害者基本計画（第4次）の概要

国における第4次障害者基本計画は、平成30年度から令和4年度までの5年間の計画期間とし、計画基本理念（計画の目的）や基本的方向、総論及び各論を下記のように示しています。

### ◇障害者基本計画（第4次）の概要◇

#### （1）基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

#### （2）基本的方向

- ① 2020年東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- ② 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③ 障害者差別の解消に向けた取り組みを着実に推進
- ④ 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

#### （3）総論の主な内容

- ① 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ② 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ③ 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ④ 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

#### （4）各論の主な内容

- ① 安全・安心な生活環境の整備
- ② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③ 防災、防犯等の推進
- ④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥ 保健・医療の推進
- ⑦ 行政等における配慮の充実
- ⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑨ 教育の振興
- ⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪ 国際社会での協力・連携の推進

## 第2章 障がいのある人の現状と取り巻く環境

### 第1節 人口等の状況

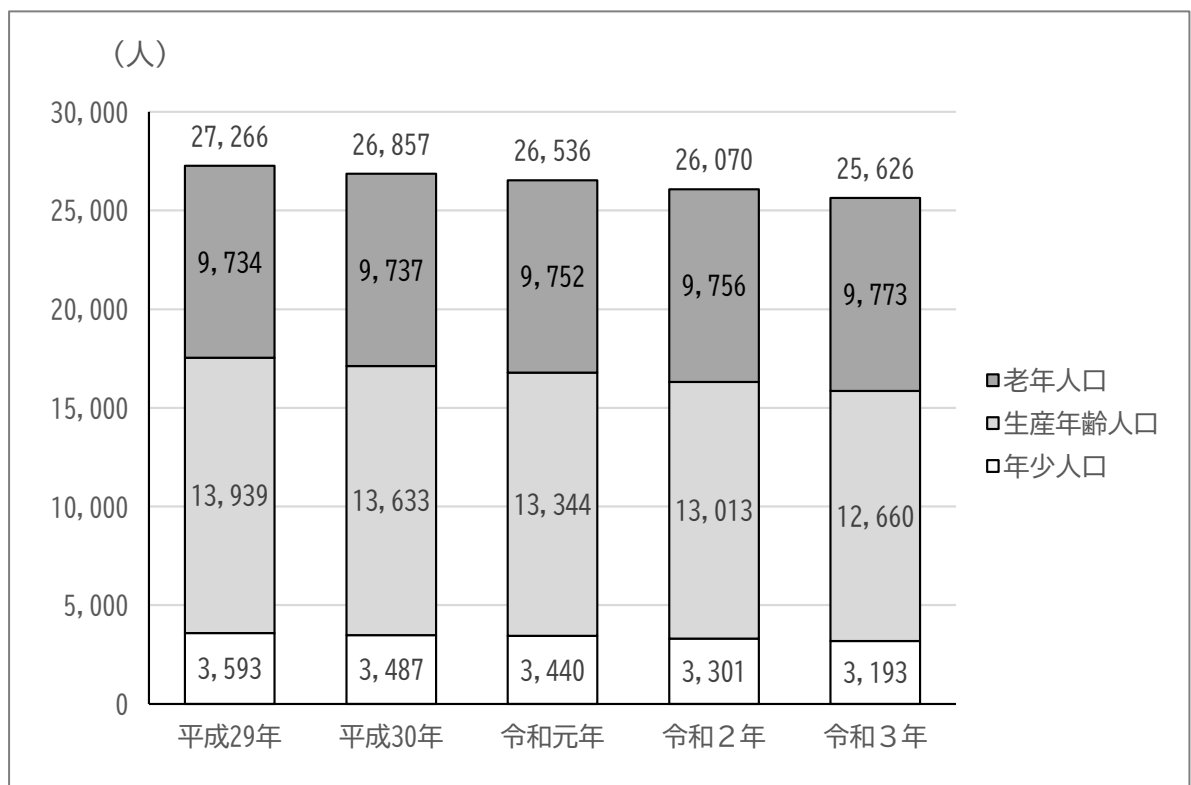
#### 1. 人口の状況

##### (1) 人口及び年齢3区分別人口の推移

市の人口は、平成29年以降において減少傾向にあり、年齢3区分別で見ると、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）が減少している一方、老年人口（65歳以上）は増加しています。

また、年齢3区分割合の推移をみても、年少人口（0-14歳）と生産年齢人口（15-64歳）の構成割合は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の構成割合は増加しており、令和3年には38.1%に達しています。

◇人口の推移◇

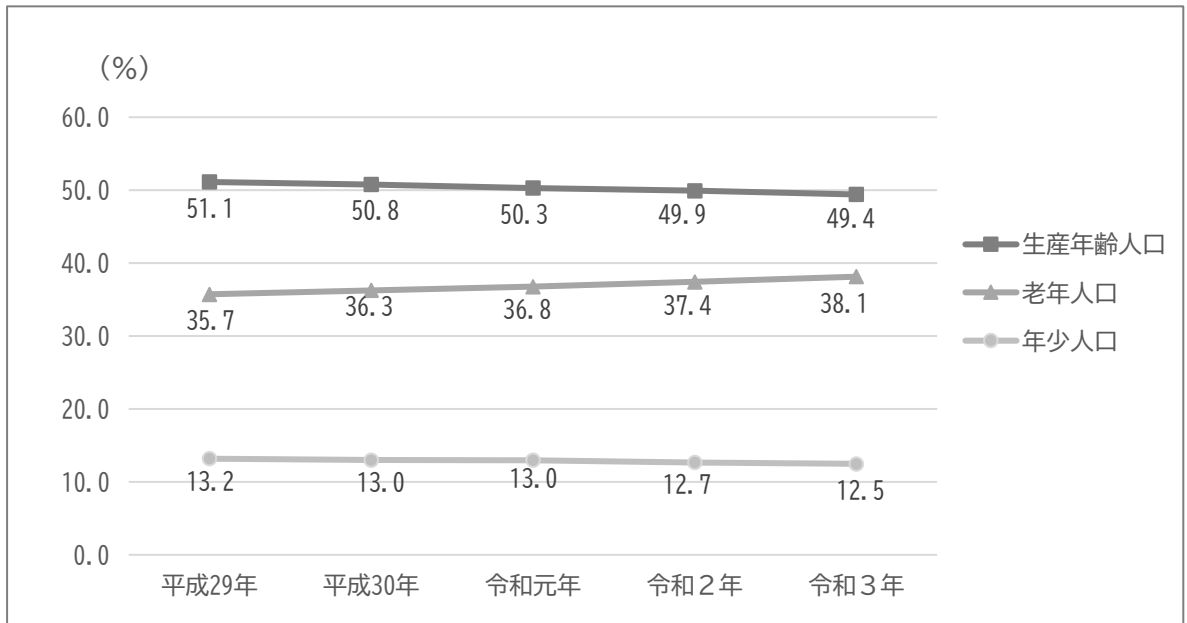


※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳



◇年齢3区分別人口割合の推移◇

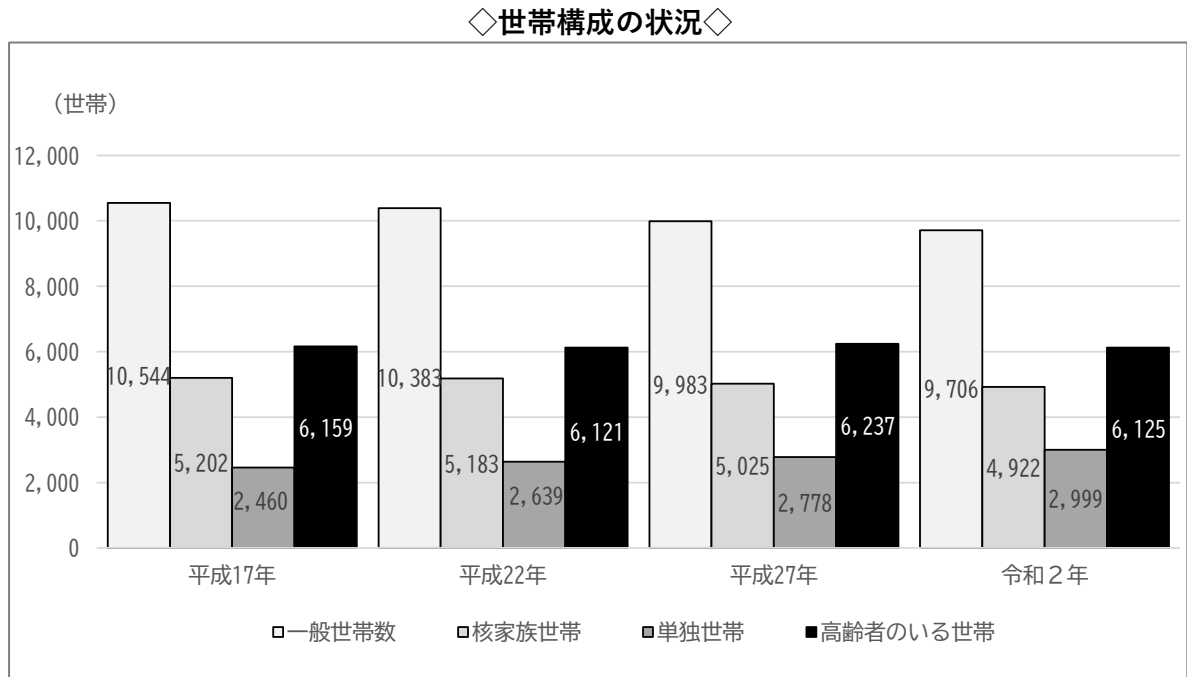


※各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

## (2) 世帯構成の状況

市の一般世帯数<sup>4</sup>、核家族世帯数は、平成17年以降において減少傾向で推移していますが、単独世帯数<sup>5</sup>は増加傾向で推移しています。なお、高齢者のいる世帯数は増と減少を繰り返して推移しています。



※各年 10月1日時点

資料：国勢調査

## (3) 平均世帯人員の状況

市の一般世帯における1世帯あたりの平均世帯人員は、平成17年以降において減少傾向で推移しており、核家族化の進行がうかがえます。

### ◇平均世帯人員の状況◇

(人)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
平均世帯人員	2.92	2.76	2.65	2.50

※各年 10月1日時点

資料：国勢調査

<sup>4</sup> 住居と生計を共にしている人の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者の世帯で、「施設等の世帯」と区分される。

<sup>5</sup> 世帯人員が1人の世帯。

## 2. 障がいのある人の状況

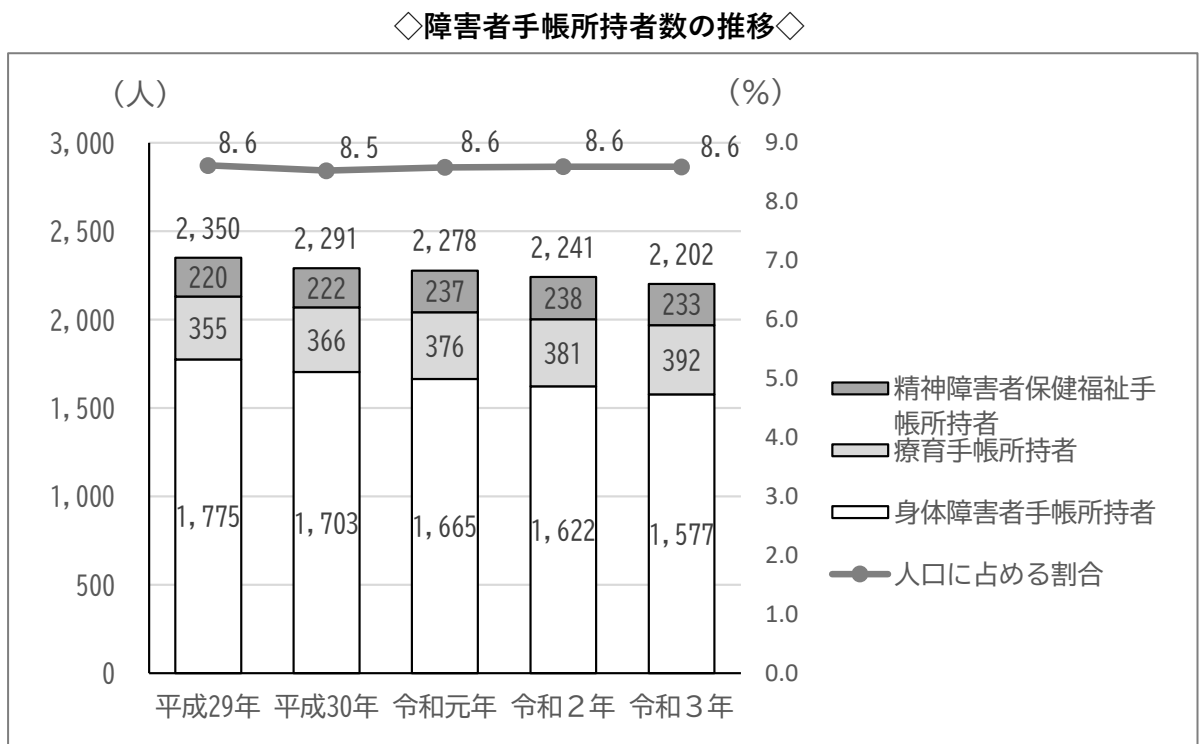
### (1) 障害者手帳所持者数の推移

市における障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳の所持者（重複含む。））は、平成29年以降において総じて減少傾向で推移しており、令和3年4月1日時点で2,202人という状況です。

障害種別にみると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者は増加傾向で推移しており、毎年、10人程度の増加となっています。

また、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、それまでの増加傾向から令和3年に減少に転じ、233人となっています。

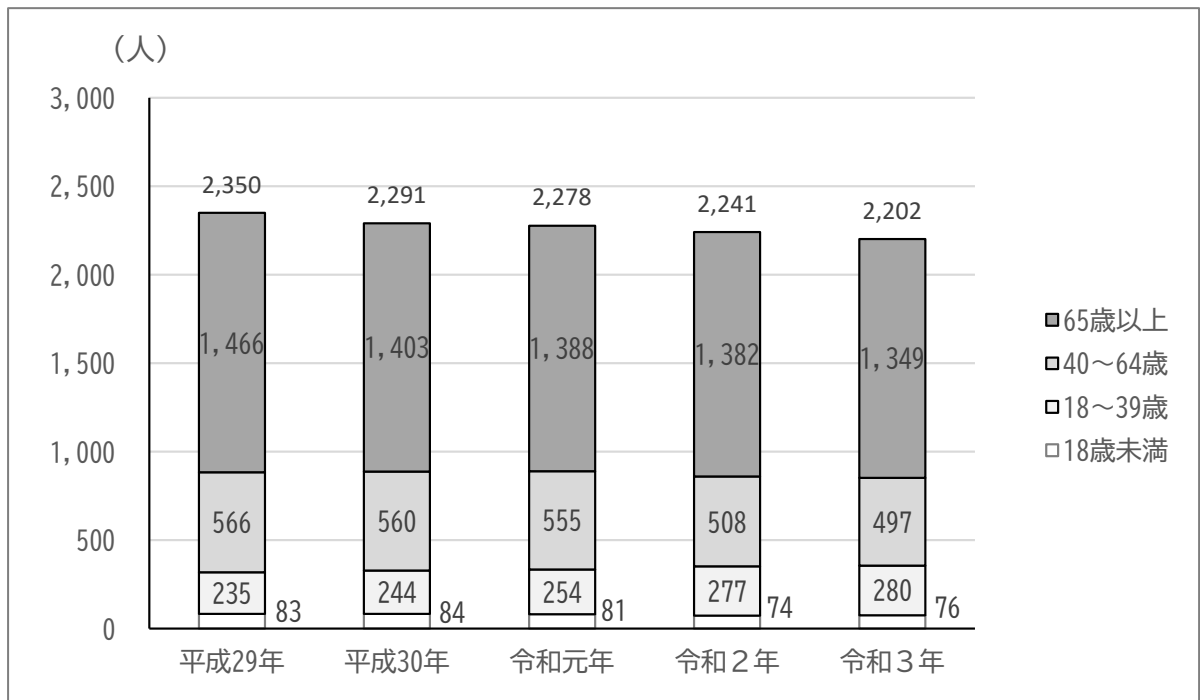
年齢階層別にみると、総じて減少傾向で推移する中、18～39歳の階層は増加傾向で推移しています。



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

◇障害者手帳所持者数（年齢別）の推移◇



※各年4月1日時点

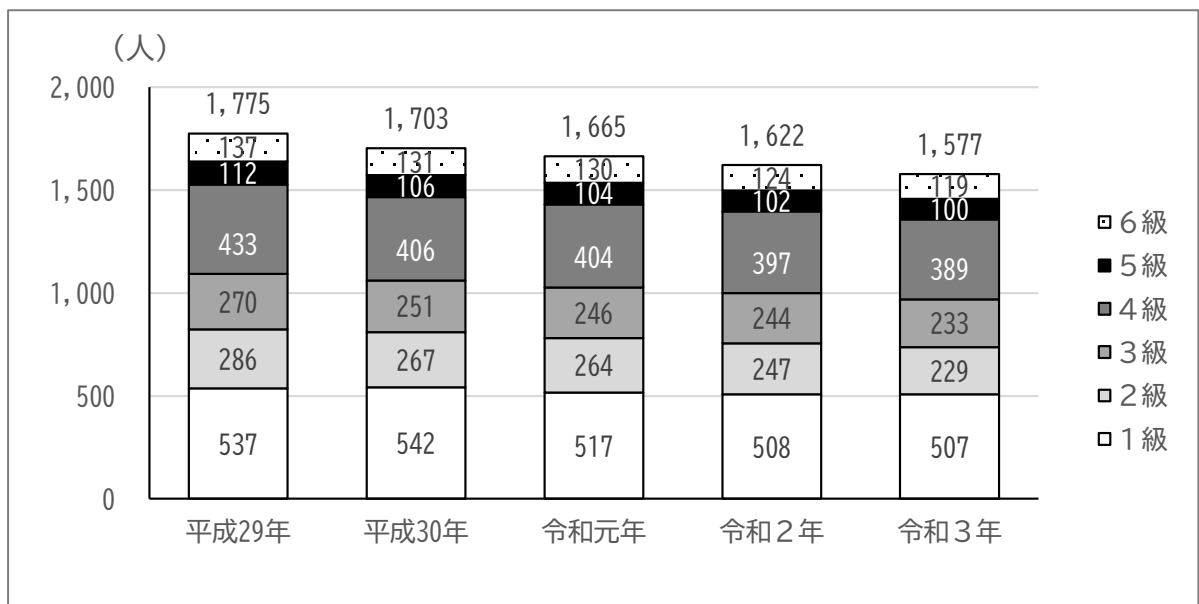
資料：市民福祉課

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別にみても、平成29年以降においてすべての等級が減少傾向で推移していますが、その中でも2級の減少が顕著となっており、令和3年には平成29年から約2割の減少となっています。

また、令和3年時点における等級別の構成比をみると、1級（32.1%）と4級（24.7%）の割合が高くなっています。

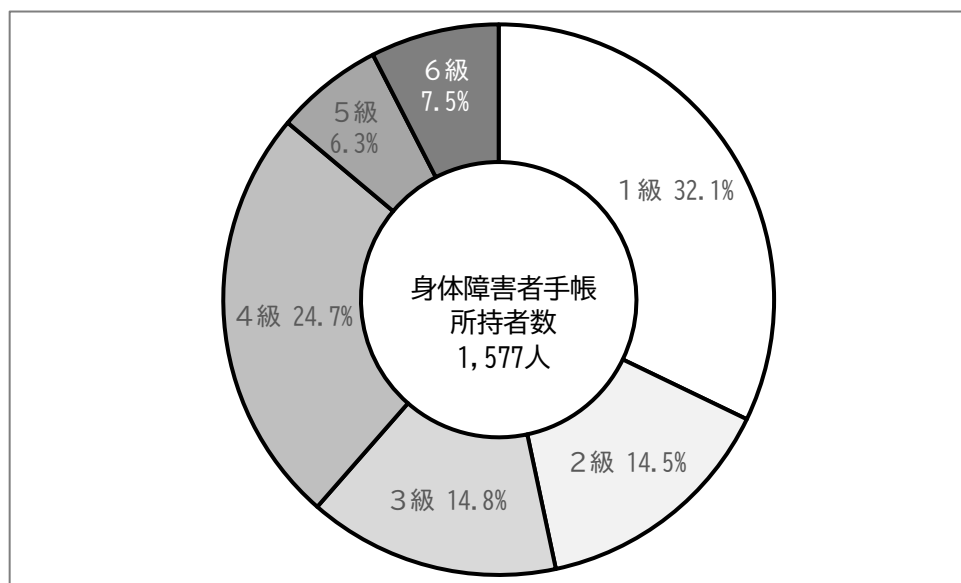
◇身体障害者手帳所持者（等級別）の推移◇



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

◇身体障害者手帳所持者（等級別）構成比◇

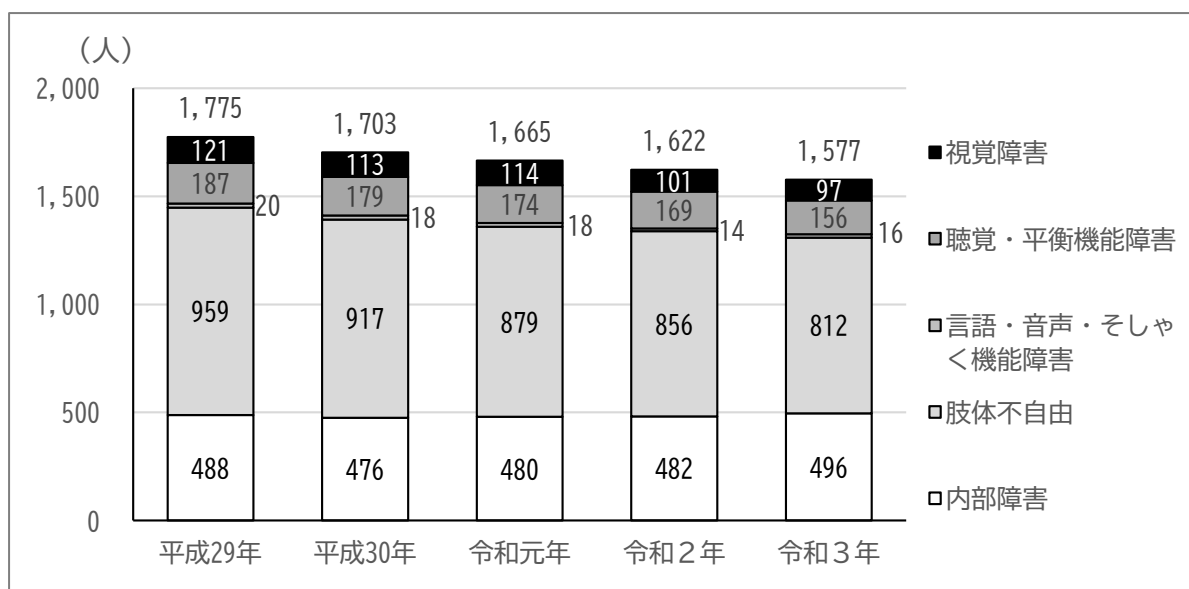


※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

身体障害者手帳所持者数を障がいの部位別にみると、平成29年以降において総じて減少傾向で推移する中、「内部障害」はわずかながらも増加傾向で推移しています。障がいの部位別の構成比率は、令和3年時点において、「肢体不自由」が812人(51.5%)と過半数を占め、次いで「内部障害」が496人(31.5%)となっています。

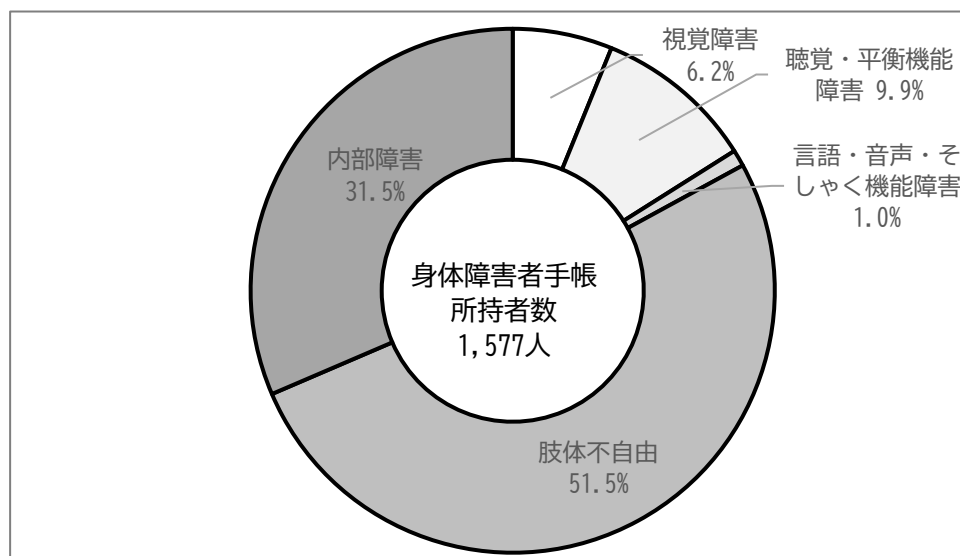
◇身体障害者手帳所持者（部位別）の推移◇



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

◇身体障害者手帳所持者（部位別）構成比◇

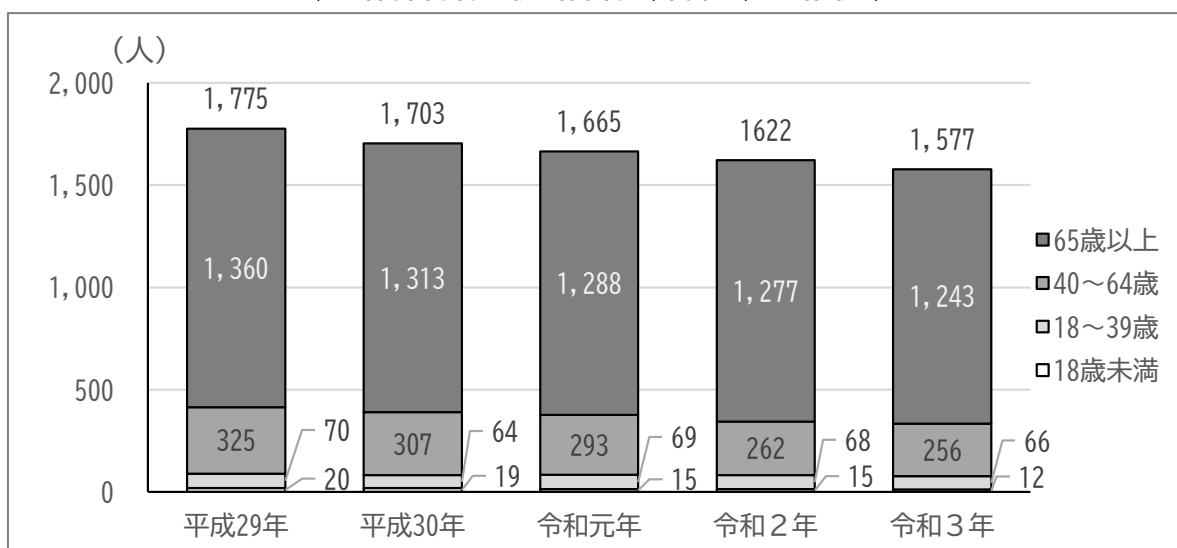


※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、平成29年以降において総じて減少傾向で推移しています。

◇身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移◇



※各年4月1日時点

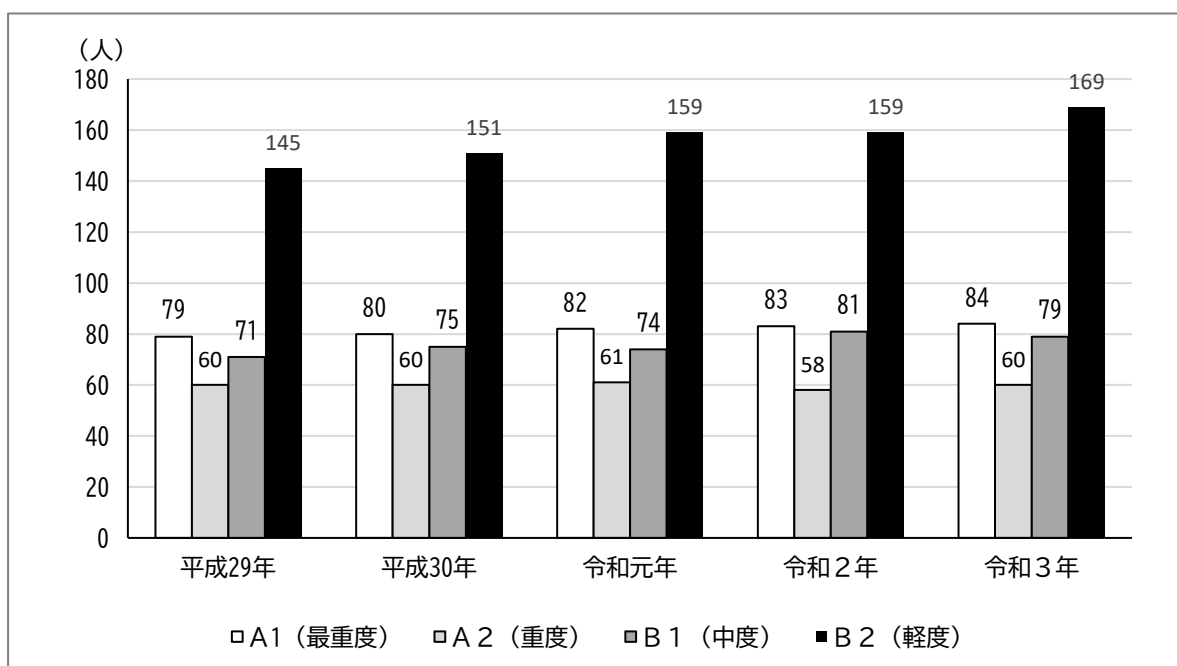
資料：市民福祉課

### (3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、平成29年以降において増加傾向で推移しており、特にB2（軽度）の増加が顕著となっています。

なお、令和3年における療育手帳所持者（等級別）の構成比は、B2（軽度）が4割強を占めています。

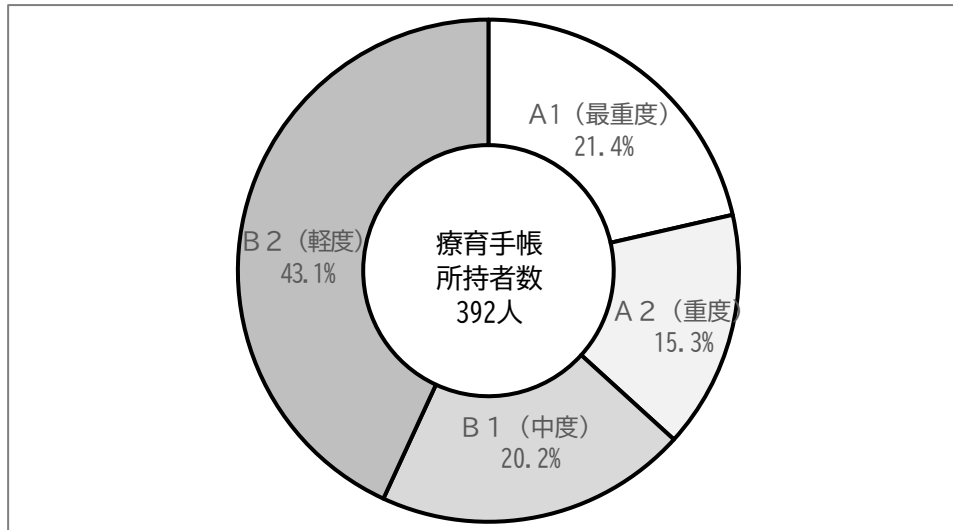
◇療育手帳所持者数の推移（等級別）◇



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

◇療育手帳所持者（等級別）構成比◇

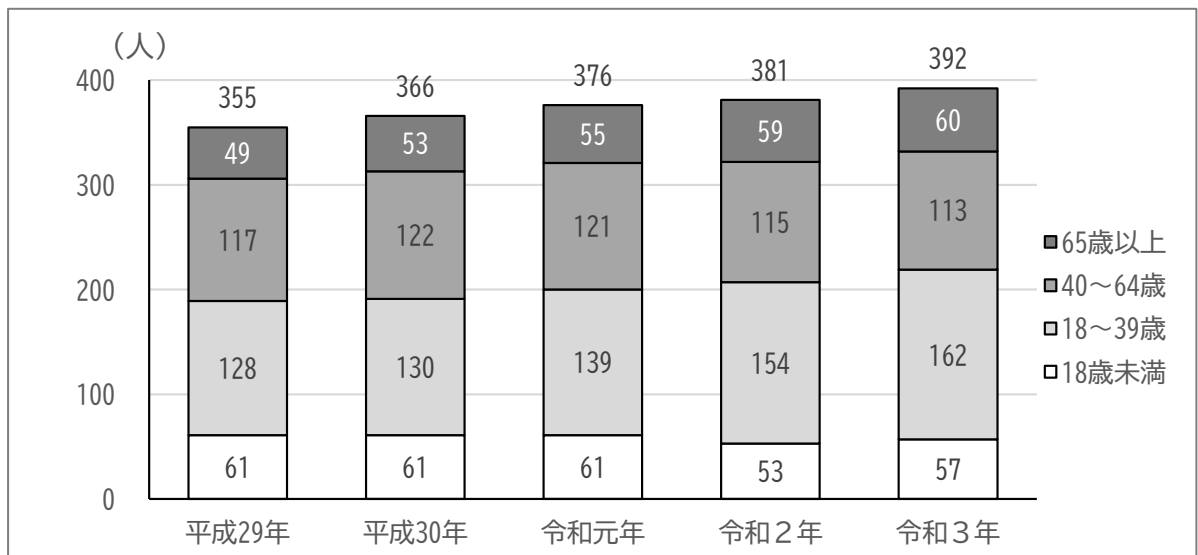


※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

療育手帳所持者数を年齢別にみると、平成29年以降において総じて増加傾向で推移する中、40～64歳の階層が、近年において減少傾向にあります。なお、18歳未満の階層は令和2年に一時的に減少しています。

◇療育手帳所持者数の推移（年齢別）◇



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

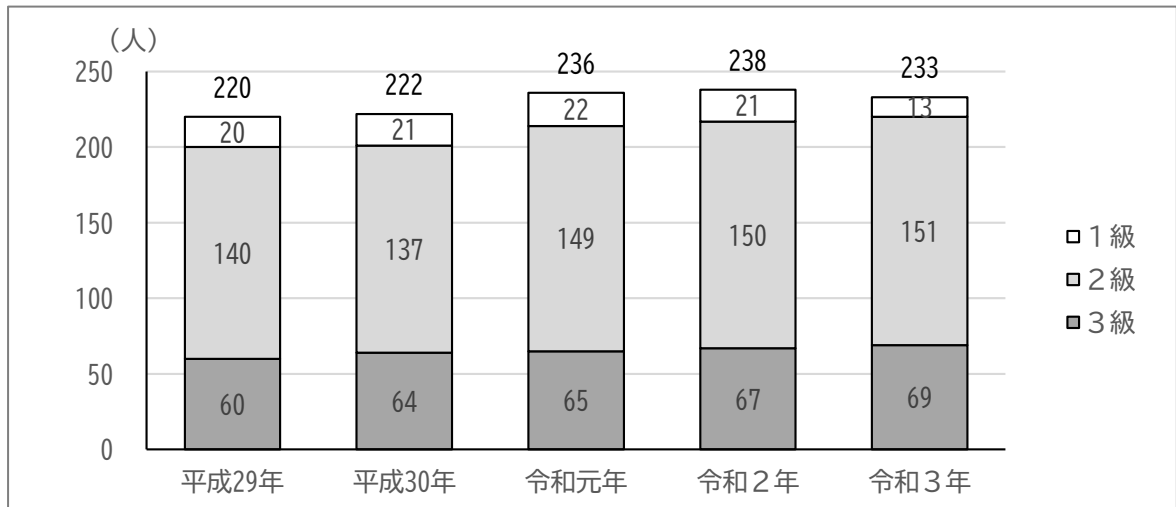


#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を障がいの等級別にみると、3級の手帳所持者数が平成29年の60人から、令和3年では69人へと大幅に増加（15%増）しています。

なお、令和3年における精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）の構成比は、「2級」が6割台半ばを占めています。

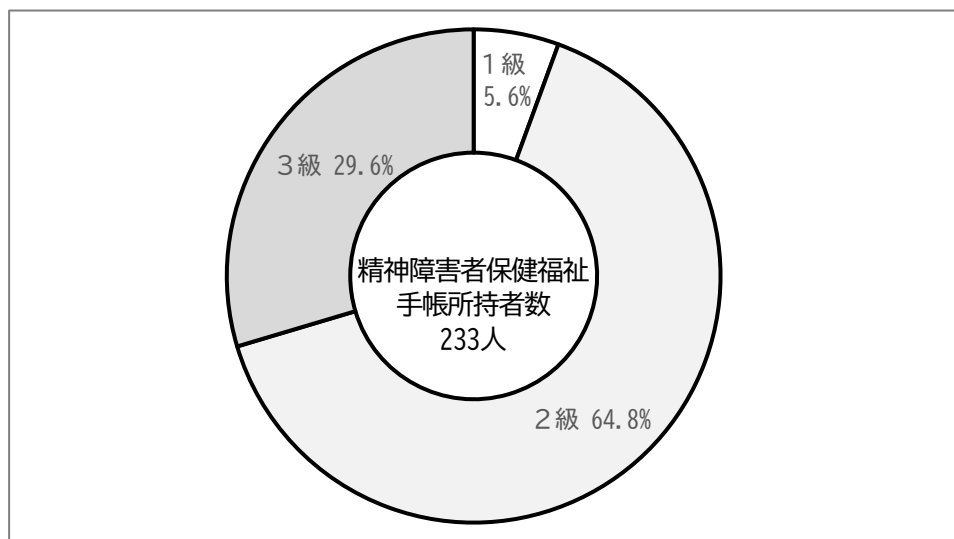
◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）◇



※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

◇精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）構成比◇

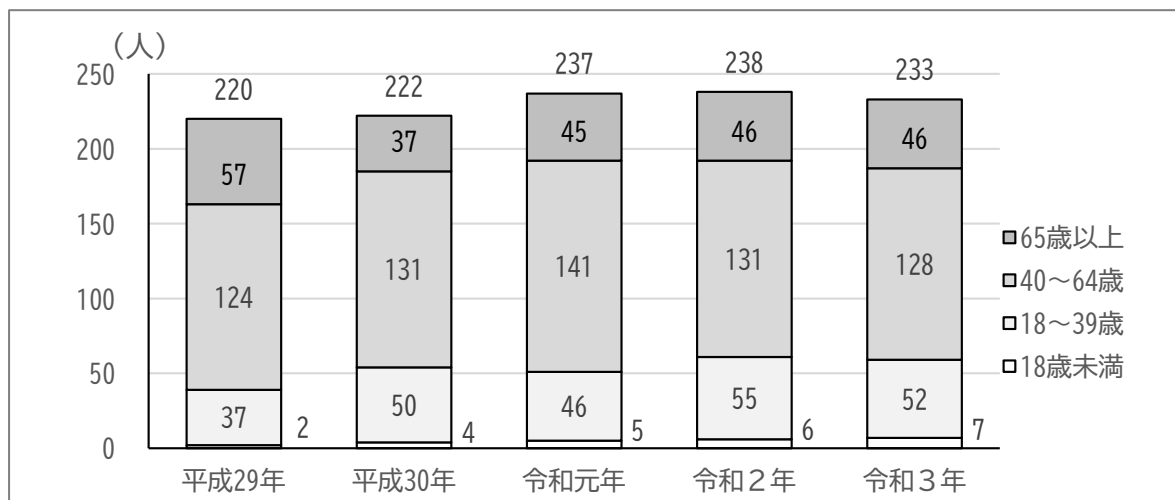


※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、18～39歳の階層の増加が顕著となっており、平成29年時点と比較すると、令和3年には約4割の増加となっています。

◇精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）◇



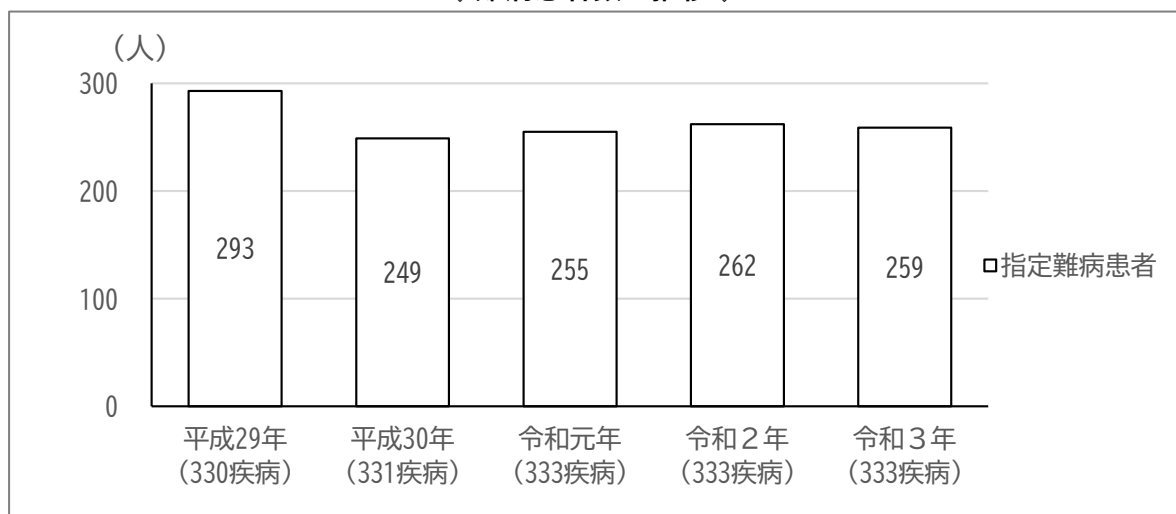
※各年4月1日時点

資料：市民福祉課

### (5) 指定難病患者などの状況

指定難病患者数は、近年においては、横ばいで推移しており、260人前後となっています。

◇難病患者数の推移◇



※各年4月1日時点

資料：長崎県壱岐保健所

## 第2節 アンケート結果

### 1. アンケート結果の概要

アンケート調査の結果概要は、以下のとおりです。

#### (1) 家族や介助の状況について

《現在一緒に暮らしている人について》

○「配偶者」が第1位。



《日常生活の介助の程度》

○「お金の管理、薬の管理、食事の支度、洗濯・掃除は、「全部介助が必要」が2割を超える。



《主な介助者》

○「ホームヘルパーや施設の職員」が3割強を占める。

○女性が6割台半ば、60歳代が3割弱、健康状態はふつうが6割強を占める。

#### (2) 住まいや暮らしについて

《現在どのように暮らしているか》

○「家族と暮らしている」が6割強を占める。



《将来地域で暮らしたいか》（「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人）

○「今のまま生活したい」が6割を占める。



《地域で生活するためにあればよい支援》（「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人）

○「障がいのある人に適した住居の確保」が第1位。



◀収入を得る仕事をしているか▶

○「していない」が6割弱を占める。



◀今後収入を得る仕事をしたいか▶

○「仕事をしたい」が3割弱を占める。なお、「仕事はできない」が5割弱を占める。



◀障がいのある人の就労支援として必要なこと▶

○「職場の障がいのある人への理解」が第1位。



◀定期的に通院している医療機関の有無▶

○「ある」が9割弱を占める。



◀悩みや困ったことの相談相手▶

○「家族や親戚」が他を引き離して第1位。



◀今後特に充実してほしい情報▶

○「福祉サービスの内容や利用方法などの情報」及び「困った時相談できる機関や窓口に関する情報」が2大要望。

### (3) 療育・教育について

◀障がいのある子どもの教育などで困っていること▶

○「進級、進学などで支援が継続されない」が第1位。



◀将来どのように生活してほしいか▶

○「家族と一緒に生活してほしい」が他を引き離して第1位。



《子どもの将来に向けての不安や心配していること》

○「保護者が支援できなくなった時のこと」が他を引き離して第1位。

#### **(4) 災害時の対応について**

《災害時に一人で避難できるか》

○「できる」が4割強、「できない」が約3割を占める。



《災害時に頼れる人は誰か》

○「同居の家族」が他を引き離して第1位。

#### **(5) 権利擁護について**

《差別を受けたり嫌な思いをしたこと》

○“ある”（「少しある」、「ある」の合計）が約4割を占める。



《成年後見制度について》

○「名前も内容も知らない」が3割強を占める。

#### **(6) 障がいのある人にも暮らしやすいまちづくりについて**

《障がい者が暮らしやすいまちづくりに必要なこと》

○「相談体制の充実」が他を引き離して第1位。

## 第3節 本市における障がい者福祉の主要課題

### 1. 統計データ、各種調査からの把握

統計データやアンケート結果、第2次壱岐市障がい者計画の検証（以下「第2次計画検証」という）の結果から把握される、本市における障がい者福祉に関する主要課題は以下のとおりです。

#### (1) 地域で見守り、支える環境づくり

本市における人口及び世帯の推移や障がいのある人の状況を踏まえると、高齢化や核家族化の進行、介助者の高齢化の進行などに伴い、今後、障がいのある人を取り巻く環境は、一層厳しくなることが予想されます。

アンケート調査では、普段、悩みや困ったことの相談先として「家族・親族」が他の相談先を引き離して第1位にあげられています。家族の高齢化や核家族化の進行などにより、相談先の減少が懸念されることから、相談体制のさらなる充実が必要です。主な介助者は、「ホームヘルパーや施設の職員」が3割強を占め、これまで最も多かった「配偶者」から変化がみられ、障害福祉サービスの重要性が高まっているといえます。また、第2次計画検証では、「第8節 差別の解消及び権利擁護の推進」の評価は全節の中で最も高いものの、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたことが“ある”と約4割の方が回答し、場所・場面としては、「仕事や収入面」・「街角など外での人の視線」（同率）が最も多くなっていることから、社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別解消に向けた取組や、障がいのある人が安心して暮らせるよう、権利擁護の推進に努める必要があります。

#### (2) 保健・医療の役割の重要性の高まりと関係機関との連携強化の必要性の高まり

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を踏まえると、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、社会的入院を解消するという、国が示す方向性を鑑み、重点的に取り組む必要があります。第2次計画検証では、「第2節 保健・医療」の評価は全節の中で2番目に高いものの、壱岐地域リハビリテーション広域支援センターにおける専門委員会の充実、事業所等へ出向いての技術支援・相談業務の実施等による、リハビリテーションの充実が大きな課題となっており、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防及びその対応に留意しながら、地域医療体制等の充実を図ることも重要です。

また、本市においては、少子化が進む中、障がいがある可能性のある子どもは増加しており、幼児を持つ保護者が早期から相談や指導を受けることができるよう、相談事業の充実を図っていますが、要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るべく、こども家庭総合支援拠点を設置する必要があります。

さらに、アンケート調査では、定期的に通院している医療機関について、9割弱の方が“ある”と回答し、約5割の方が何らかの医療的ケアを受けていると回答していることや医療関係者やサービス事業所の職員などから情報を入手している方々も2割前後いること、さらには今後の高齢化の進行を踏まえると、保健・医療体制を充実するとともに、各機関が連携し、総合的な支援体制を確立することが重要です。

### **(3) 社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり**

障がいのある人の、地域社会の一員として活躍したいという意欲の向上や東京パラリンピック開催などによる障がい者スポーツに対する関心が高揚しており、社会活動への参画機会の充実が求められています。

また、真に自立して生活できるためには、障害福祉サービスの充実や障害年金などの経済的支援、就労・雇用支援、金銭管理などの権利擁護に関連する事業の活用など様々な社会資源を組み合わせ、障がいのある人が安心して地域で生活できる支援体制が必要となります。

障がいのある人の生活を豊かにすべく、文化芸術活動や余暇・レクリエーション、スポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。

さらに、障がいのある人の高齢化が進み、外出への支援ニーズは高まる中、アンケート調査では、外出する時に困ることとして、「公共交通機関が少ない」が第1位となっていることから、安心して気軽に外出し、社会参加することのできる仕組みづくりが重要です。

第2次計画検証では、「第3節 教育、文化芸術活動・スポーツ」、「第4節 雇用・就業、経済的自立の支援」は全節の中で中位の評価となっていますが、「地域行事への参加の促進」、「各種就労支援事業所の整備」の評価が低く、障がいのある人が参加可能な公民館教室について検討する必要があるほか、市内に就労移行支援事業所または障害者就業・生活支援センターの開設が可能な法人を探すなど、障がいがあっても生きがいを持って暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

#### (4) 安全・安心な環境の確保

大規模災害や障がいのある人が被害を受ける犯罪、消費者トラブルが後を絶たない中、予防や対策の重要性が一層高まっており、近年においては、災害後の避難生活が長期化することも度々みられることから、長期化も視野にいたした防災体制の構築が必要です。

アンケート調査では、火事や地震などの災害時に3割強の方が避難「できない」と回答し、災害時に頼れる人については、「同居の家族」が他を引き離して第1位、災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」が第1位となっており、今後、高齢化や核家族化が進行する本市において、災害時に自助が困難な、障がいのある人への支援の在り方が大きな課題といえます。

また、障がいのある人が地域で安全に安心して暮らせる生活環境の充実に向けて、住環境の整備やアクセシビリティ<sup>6</sup>に配慮した施設等の普及、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

さらに、第2次計画検証では、「第7節 安全・安心」は全節の中でも比較的高い評価となっていますが、「犯罪被害の防止と早期発見」の評価が低く、関係団体との意見交換の場を設けるなど、各関係団体等との連携に取り組み、全市的に安全・安心を確保する体制を構築する必要があります。

---

<sup>6</sup> 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

平成23年の障害者基本法の改正では、障がいのある人が必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生（みんなと一緒にまちで暮らすこと）することができる社会の実現が法の目的として規定されました。

障害者基本法では、3つの基本原則を示しています。

基本原則1 地域社会における共生等（みんなと一緒にまちで暮らすこと）

- ①社会のあらゆる分野の活動に参加できるようにすること
- ②どこで誰と生活するかを自分で選択できて、地域でみんなと一緒に暮らせるようにすること
- ③手話などのことばや必要なコミュニケーションの方法（点字、指文字、触手話、要約筆記、筆談、わかりやすいことば）を選ぶことができるようにすること。また、情報を入手したり、使ったりする方法を選べるようにすること

基本原則2 差別の禁止（差別をなくすこと）

- ①障がいを理由とする差別の禁止
- ②社会的障壁をなくすために必要で理由のある対応（合理的な配慮）をすること
- ③国が、差別の禁止に係る啓発及び知識の普及のため、情報の収集、整理及び提供を行うこと

基本原則3 国際的協調（世界の人と協力し合うこと）

- ①共生社会をつくるために、世界の人と協力し合うこと

基本理念は長期にわたって、市民を含め市全体で共有すべき将来のあるべき姿であり、本計画（第3次）においても、こうした障害者基本法の改正点や本市におけるこれまでの障がいのある人のための施策の継続性等も考慮するとともに、総合計画の基本理念を鑑み、第2次計画の基本理念である「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を踏襲とすることにします。

## 第2節 計画の基本的視点

---

基本理念に基づき、次に掲げる視点から各種施策を推進します。

### 基本視点1 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障がいのある人のための施策の策定及び実施にあたっては、障がいのある人及びその家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がいのある人の自己決定を尊重する観点から、障がいのある人自身が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援を行います。

### 基本視点2 当事者本位の総合的な支援

障がいのある人が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携に基づき各種施策を総合的かつ計画的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がいのある人のための施策は、障がいのある人が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要のあること、障がいのある人の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要のあることに留意します。

### 基本視点3 障がい特性等に配慮した支援

障がいのある人のための施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

特に、女性は、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があること、子どもには、成人とは異なる支援の必要性があることに留意します。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障害、盲ろう等について、市民の理解の促進に向けた広報・啓発活動を継続して行います。

### 基本視点4 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

### 基本視点5 総合的かつ計画的な取組の推進

障がいのある人が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、国や県等との適切な連携及び役割分担の下で、施策を立案・実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策等、障がいのある人のための施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

### 第3節 施策体系

本計画の基本理念と基本的視点に基づき、以下のように施策を定めます。

#### ◇施策体系◇

基本理念	基本的視点	施策の方向	施策
障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり	基本視点1 障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援	1 生活支援の推進	相談支援体制の充実・強化 在宅サービス等の充実 障がいのある児童への支援の充実 交流とふれあいの推進
	基本視点2 当事者本位の総合的な支援	2 保健・医療の推進	保健・医療の充実 障がいの原因となる疾病等の予防・治療 高次脳機能障害、難病患者への支援 精神保健福祉施策の充実
	基本視点3 障がい特性等に配慮した支援	3 教育、文化芸術活動・スポーツの推進	インクルーシブ教育 <sup>7</sup> の推進 文化芸術活動、スポーツ等の振興
	基本視点4 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上	4 雇用・就業、経済的自立の支援	障がい者雇用の促進 経済的自立の支援
		5 安全・安心な生活環境の確保	住宅の確保 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進
		6 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実	情報通信における情報アクセシビリティ <sup>8</sup> の向上 意思疎通支援の充実
	基本視点5 総合的かつ計画的な取組の推進	7 防災・防犯等の推進	防災・防犯対策の推進 消費者トラブルの防止
		8 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	障がいを理由とする差別の解消の推進 権利擁護の推進及び虐待の防止
		9 行政サービス等における配慮	行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する理解の促進等

<sup>7</sup> 障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。

<sup>8</sup> パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がいのある人を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。(=information accessibility)

## 第4章 施策の展開

### 第1節 生活支援の推進

#### 【現状と課題】

相談支援は、障がいのある人の利用意向が高いサービスの一つであり、本市では、相談しやすい体制を充実するために、資格を持った専門員を配置し、また定期的に研修を行い、専門員の質・量を確保しています。アンケート調査では、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに必要なこととして、「相談体制の充実」(50.7%)が第1位にあげられており、さらに、悩みや困ったことの相談相手は、「家族や親戚」(71.1%)が第1位にあげられている中、今後高齢化が一層進行する本市において、安心して相談できる体制づくりは重要といえます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活をするためには、一人ひとりの障がいの程度に応じた在宅サービスを提供することが極めて重要です。本市では、利用者本位の障害福祉サービスが提供できるよう、事業等の整理・統合を進め、居宅介護事業所や就労支援事業所、短期入所事業所、児童通所施設、障害者入所支援施設等の各種施設を整備してきました。アンケート調査では、地域で生活するためにあればよい支援として、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」(27.8%)が一定程度あげられていることから、引き続き、障害福祉サービスの質・量の確保に努める必要があります。

本市には、18歳未満で障がいのある人は、令和3年4月1日時点で76人となっています。また、アンケート調査によると、障がい等の種類で「発達障害」と回答した人は、障がいのある人全体の6.5%となっています。

障がいのある児童の心理機能の適正な発達と円滑に社会生活を送れるようにするために、障がいの症状の発現後できるだけ早く支援を行うことが重要です。そのためには、乳幼児期から関係機関が連携し、一貫した支援体制の整備が不可欠であることから、令和2年9月に子育て世代包括支援センターいきいろを開設し、総合相談窓口としての役割を担い、切れ目ない支援に努めています。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためにも、身近な地域で支援が受けられるよう、どの障がいにも対応できるようにするとともに、障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る必要があります。

なお、アンケート調査では、保育所、幼稚園、学校について充実してほしいこととして、「周囲の理解を深める交流の機会を増やす」(46.9%)が第3位にあげられていることから、地域の人たちの理解と協力のためにも、子どもから大人まで、障がいの有無にかかわらず、交流やふれあいの機会を充実することが重要です。

また、障がいのある人との交流にはボランティアが大きな役割を果たしていることから、ボランティア支援としてニーズの高い話し相手や外出時の送り迎え（移送ボランティア）などを支えるべくボランティア活動を支援することが必要です。

### 【施策の方向】

障がいの有無にかかわらず人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができ、住み慣れた身近な地域で生活するために必要な支援を受けられるようにします。あわせて、地域社会への参加の機会が確保され、生活する場所の選択の機会が確保されるよう、障害福祉サービス等の支援を行います。

また、障害福祉サービスの充実を図るため、壱岐市障がい福祉計画に基づく障害福祉サービス等の計画的な提供を推進します。

## 1. 相談支援体制の充実・強化

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の広報紙やホームページ等を活用して、相談窓口についての情報の周知を図ります。</li> </ul>	市民福祉課 こども家庭課
サービス等利用計画の作成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人個々の心身の状況、サービス利用意向、家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画の作成を促進します。</li> </ul>	ひまわり こどもセンター 壱岐市社協障害者相談支援センター
相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者地域活動支援センターひまわりを中心として、必要とする時に、いつでも相談できるよう相談支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	市民福祉課 ひまわり こどもセンター 壱岐市社協障害者相談支援センター

相談支援員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資格を持った専門員を配置するとともに、定期的な研修により相談支援員の資質の向上を図ります。</li> </ul>	ひまわり こどもセンター 壱岐市社協障害者相談支援センター
-------------	---	-------------------------------------

≪相談支援事業所≫

事業所名	所在地	電話番号
壱岐障害者地域活動支援センター ひまわり	壱岐市郷ノ浦町片原触 2510 番地	0920-47-0116
壱岐こどもセンター	壱岐市郷ノ浦町本村触 93 番地	0920-48-0848
壱岐市社協障害者相談支援センター	壱岐市芦辺町諸吉大石触 179 番地 2	0920-45-0048

## 2. 在宅サービス等の充実

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
障害福祉サービスの周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人が、必要な時にいつでも障害福祉サービスを利用できるように市の広報紙、ホームページ、各種パンフレット等で定期的に情報を提供します。</li> </ul>	市民福祉課 こども家庭課
障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい福祉計画に基づき、利用者本位のサービスが利用できるようサービス提供体制の計画的な整備を推進するとともに、障害福祉サービスのニーズの変化に対応できるようサービスの質と量の確保・充実に努めます。</li> </ul>	市民福祉課 こども家庭課
サービス提供事業者の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間の施設整備支援も含め、国や県と連携し、サービス提供事業者の確保に努めます。</li> <li>● 時代の流れや、制度改正に合わせて、柔軟な施設整備支援を行います。</li> <li>● サービス従事者の資質の向上に向けた取組を推進します。</li> </ul>	市民福祉課 こども家庭課

### 3. 障がいのある児童への支援の充実

#### 【施策】

施策	施策の内容	担当
医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療機関との連携を図り、療育の必要な児童の医療体制についても整備を推進します。</li> <li>● 専門スタッフの安定的な確保を図ります。</li> </ul>	健康増進課
療育支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との連携強化に努め、障がいのある子どもや発達障がいの子どもと、その家族が安心して療育支援を受けられるよう体制を整備・充実します。</li> </ul>	こども家庭課 教育委員会
相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児を持つ保護者が早期から相談や指導を受けられることができるよう、相談事業の充実を図ります。</li> <li>● 保護者の悩みに寄り添い、関係機関との連携を密にできる相談窓口となるよう体制の整備を行います。</li> <li>● 相談支援従事者の確保と資質の向上に努めます。</li> </ul>	こども家庭課 教育委員会 健康増進課
関係機関との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいの早期発見及び早期療育ができるよう、医療、保健、福祉など関係機関の連携強化を図ります。</li> <li>● 乳幼児から成人期まで一貫した支援ができる体制の整備を進めます。</li> </ul>	こども家庭課 教育委員会 健康増進課



## 4. 交流とふれあいの推進

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報、ホームページを利用して障がいに関する情報の掲載と啓発広報を行い、障がいと障がいのある人への理解の促進に努めます。</li> <li>● 障害者週間（12月3日～9日）を通じて障がいについての理解を促進するため、市民に対する広報活動を推進します。</li> </ul>	市民福祉課 こども家庭課 健康増進課
交流の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との連携を図り、障がいのある人とない人が交流できるような場を増やし、体験を通じて障がいのある人についての理解を促進します。</li> </ul>	市民福祉課 教育委員会
障がいについての理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公民館等の講座で、障がいのある人に対する理解を深めるための内容を盛り込むなど、共に学習できるように努めます。</li> <li>● 障害者差別解消法に基づき作成した、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」の周知徹底に努めます。</li> </ul>	教育委員会 総務部 市民福祉課
ボランティア活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 壱岐市社会福祉協議会等と連携し、各種ボランティア活動の支援に努めます。</li> </ul>	市民福祉課

## 第2節 保健・医療の推進

---

### 【現状と課題】

リスクを早期に発見し、疾病等の発症を予防するとともに、疾病の早期発見による重症化を予防するため、各種健康診査を実施し、必要に応じて保健指導に結びつけています。

障がいは先天的な要因だけでなく、事故や疾病による後天的な障がいもあり、近年は、精神疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣等を起因とする障がいへの対応も重要になっています。

高次脳機能障害が日常生活や社会復帰の支障になっているにも関わらず、外見ではわかりにくいいため、障がいのある人や家族、職場関係者などに、原因や対応方法が理解されない場合があります。今後、障がいのある人が、相談・訓練等の適切なサービスを受けることができるよう、支援体制の整備・充実をさらに進めていく必要があります。

障害者総合支援法により、障がいのある人の範囲に難病等の人たちも加わり、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能となりました。アンケート調査によると、障がいのある人の中で難病（特定疾患）の認定を受けているのは3.7%、高次脳機能障害と診断されているのは1.0%でした。令和3年11月からは、対象となる疾病が361疾病から366疾病に拡大されており、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

また、社会環境がますます複雑化・多様化し、人間関係の悪化等による精神的ストレスから精神疾患を発病するケースが少なくなく、誰でもかかる可能性がある病気であることを認識する必要があります。

本市においても、精神障害者保健福祉手帳保持者数は、平成29年の220人から令和3年には233人に増加している中、アンケート調査では、差別を受けたり嫌な思いをしたことが“ある”（「ある」と「少しある」の合計）は、精神障がいでは53.6%と過半数を占めており、依然として、精神障がいへの一般の人の理解は、遅れているのが実情です。

これらの状況に対応すべく、本市では、保健・医療・福祉関係者が連携し、支援体制を構築するために精神関係者連絡会を定期的に開催し、地域生活の支援に関する検討や相互の役割を明確にすることで連携の強化をしています。

加えて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、障害者地域自立支援協議会専門部会において協議を行っています。

## 【施策の方向】

保健所や医療機関との連携を強化し、障がいの原因となる疾病の発生予防や早期発見、早期治療に向けた体制を充実するとともに、障がいのある人が身近な地域において、保健、医療、介護サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

また、難病患者や、高次脳機能障害のある人への支援充実に努めるとともに、精神保健に関する知識の啓発や相談体制の推進に努めます。

## 1. 保健・医療の充実

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
健康診査や各種検診の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活習慣病予防に特化した健康診査を引き続き実施し、受診率の向上を目指し早期発見、病気の発生の防止に努めます。</li><li>● 生活習慣病重症化予防や特定保健指導などの個別アプローチを充実します。</li><li>● 地域の実情に即した健康づくり・生活習慣病予防対策を推進します。</li><li>● 特定健診・がん検診の受診率向上のための市民啓発を推進します。</li></ul>	健康増進課
リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 医療機関とも連携し、適切なリハビリテーションを行える体制づくりを構築していきます。</li><li>● 障がいがある人や高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、支援体制の整備を図ります。</li><li>● 壱岐地域リハビリテーション協議会専門部会で、脳卒中リハビリテーション情報共有シートを作成し、医療機関を退院した後、介護サービスを受ける際に情報を共有し、円滑に移行できる体制づくりを推進します。</li></ul>	市民福祉課 保険課

## 2. 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
障がいの早期発見と 予防・軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県との連携の下、乳児期の先天性代謝異常等検査を実施するとともに、障がいを持つ可能性のある子どもを早期に発見し、適切な治療、療育につなげ、障がいの予防・軽減に努めます。</li> </ul>	健康増進課 こども家庭課
乳幼児健康診査の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦・乳児一般健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等の実施により、障がいの原因となる疾病等を予防するとともに、適切な治療や療育につなげるなど、必要な支援を行います。</li> <li>● 発達障がいを早期に発見し必要な支援を行うため、「5歳児発達相談事業」の推進に努めます。</li> </ul>	健康増進課
健康診査や各種検診 の充実 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活習慣病予防に特化した健康診査を引き続き実施し、受診率の向上を目指し早期発見、病気の発生の防止に努めます。</li> <li>● 生活習慣病重症化予防や特定保健指導などの個別アプローチを充実します。</li> <li>● 地域の実情に即した健康づくり・生活習慣病予防対策を推進します。</li> <li>● 特定健診・がん検診の受診率向上のための市民啓発を推進します。</li> </ul>	健康増進課

### 3. 高次脳機能障害、難病患者への支援

#### 【施策】

施策	施策の内容	担当
高次脳機能障害、難病患者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高次脳機能障害や難病の人の個々のニーズに応じた適正な福祉サービスの提供に努めます。</li></ul>	市民福祉課 保険課

### 4. 精神保健福祉施策の充実

#### 【施策】

施策	施策の内容	担当
精神障がいに対する理解の促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精神障がいについての正しい理解と啓発を行います。</li></ul>	健康増進課
相談体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 精神障がいのある人の社会復帰を支援し、地域で自立した生活が送れるよう、相談体制の整備及び相談事業の充実を図ります。</li><li>● 生活と就労支援のため相談機関との連携を図ります。</li></ul>	健康増進課 市民福祉課 ひまわり

## 第3節 教育、文化芸術活動・スポーツの推進

---

### 【現状と課題】

これまで、必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会、いわゆる共生社会を目指すためには、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会づくりが必要です。

障がいのある子どもたちの能力や可能性を伸ばし、自立し社会に参加するために必要な能力を養うため、一人ひとりの障がいの程度に応じた、きめ細かな教育を行う必要があります。

インクルーシブ教育においては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

アンケート調査では、障がいのある子どもの教育などで困っていることとして、「進級、進学などで支援が継続されない」が第1位にあげられていることから、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要となっています。

また、スポーツ活動は、障がいのある人の体力維持・増強だけでなく、機能訓練や機能回復についても役立ち、文化活動と合わせて、自立した生活や社会参加を促し、障がいのある人と障がいのない人との交流や相互の理解を深めるという点でも極めて有効です。

本市では、長崎県障害者スポーツ大会に毎年参加しており、令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため大会が開催されませんでした。令和元年度は40人の選手が参加しました。

### 【施策の方向】

障がいのある幼児や児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障がいのある幼児や児童生徒が、障がいのない幼児や児童生徒と共に学ぶことができるよう、教育内容・方法の改善充実等を図ります。

また、障がいのある人が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

## 1. インクルーシブ教育の推進

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幼児期において、障がいへの理解を深めるため、障がいのある幼児もない幼児と一緒に過ごす時間を設けるよう、集団保育による障がい児保育の充実に努めます。</li> <li>● 障がいのある児童等を受け入れる保育所に対し、状況に応じて保育士の加配を行うとともに、今後も障がいのある児童等の保育を促進します。</li> </ul>	こども家庭課
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校との連携により、教育内容と教育体制の充実に努めます。</li> <li>● 特別支援教育支援員の確保に努めるとともに、教職員や支援員の専門性の向上を図ります。</li> </ul>	教育委員会
福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校教育における福祉施設等の体験学習を行うなど、障がいのある人や高齢者との交流を図ります。</li> <li>● 障がいのある子どもとない子どもがお互いの理解を深め、支え合えるよう交流教育の推進に努めます。</li> <li>● 公民館等の講座で、障がいのある人に対する理解を深めるための内容を盛り込むなど、共に学習できるように努めます。</li> </ul>	教育委員会 市民福祉課

## 2. 文化芸術活動、スポーツ等の振興

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
地域行事への参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域行事への障がいのある人の参加を促進します。</li> <li>● 社会参加の推進を目指し、構成員の確保と地域事情の把握に努めます。</li> </ul>	市民福祉課
関係者団体等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者団体等の関係団体との連携を強化し、活動の場の充実、拡大に努めます。</li> </ul>	市民福祉課
スポーツ、文化活動の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人が、スポーツや文化活動など楽しむことのできる機会の充実に努めます。</li> <li>● 障がいのある人以外でも参加できる企画を検討します。</li> <li>● 文化活動については、壱岐市美術展や各町文化展等を活用し、陶芸作品や手工芸品など披露する場の開拓に努めます。</li> </ul>	市民福祉課 ひまわり 教育委員会



## 第4節 雇用・就業、経済的自立の支援

---

### 【現状と課題】

アンケート調査によると、主な収入として「給与・賃金」は18.7%にとどまっていますが、年齢の低い層において、就労の意欲が特に強く、その分、給与への不満や職場の人間関係についての不安も強くなっています。

また、障がいのある人への就労支援として必要なこととして、「職場の障がい者理解」(36.1%)、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(32.8%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(28.1%)、「通勤手段の確保」(25.0%)などが多くあげられています。

就労は、障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができる経済的な基盤としての所得の確保だけでなく、働くことをとおして、社会参加、さらには自己実現の場として重要な意味を持っていることから、障がいのある人に適した就業ができるよう、就労の場の確保が求められています。

本市では、ハローワークや虹の原特別支援学校壱岐分校高等部と連携を図り、壱岐市障害者地域自立支援協議会においても雇用拡大等について協議するとともに、啓発活動の一環でセミナーの開催等も検討しています。

また、特別障害者手当等の各種手当や助成事業は、障がいのある人の経済的自立を促進する上で一定の役割を果たしていることから、今後とも、その充実を図る必要があります。

### 【施策の方向】

働く意欲のある障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるようにしていきます。

障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労継続支援B型事業所等で就労できるよう、さらに工賃水準が向上するように総合的な支援をします。

あわせて、経済的負担の軽減等により経済的自立を支援します。

## 1. 障がい者雇用の促進

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
雇用拡大に向けての啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の雇用拡大のため国・県・ハローワーク等関係機関、事業所と連携を図り啓発活動に努めます。</li> </ul>	市民福祉課
障がいのある人の雇用に関する優遇制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人の雇用に関する各種制度、税制上の優遇制度の周知に努め、雇用の促進を図ります。</li> </ul>	市民福祉課
各種就労支援事業所の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者就業・生活支援センターなど就労アセスメントを実施する事業所の整備について、関係機関と検討します。</li> </ul>	市民福祉課
就労可能な場の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発活動や求人活動を行い、就労可能な場の拡大を図ります。</li> <li>障がい者の就労に関するセミナーの開催等、就労に向けて関係機関が連携した取組を継続的に実施します。</li> </ul>	市民福祉課
障がい者法定雇用率 <sup>9</sup> の達成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報活動等を通じ企業に法定雇用率の達成を呼びかけます。</li> </ul>	市民福祉課

<sup>9</sup> すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、民間企業=2.3%、国、地方公共団体等=2.6%、都道府県等の教育委員会=2.5%となっている。(令和3年3月1日時点)

## 2. 経済的自立の支援

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種手当や年金制度の充実について国・県への要望及び制度の周知に努めます。</li><li>・ 特別障害者手当</li><li>・ 障害児福祉手当</li><li>・ 精神障がい者交通費助成事業</li><li>・ 特別児童扶養手当</li><li>・ 介護者手当</li><li>・ NHK 放送受信料の免除</li></ul>	市民福祉課 こども家庭課 保険課

## 第5節 安全・安心な生活環境の確保

### 【現状と課題】

本市では、市営住宅の建て替えを行う場合は、平屋建で計画しているほか、障がいのある人へ対する手すりやスロープなど必要な用具の住宅への普及については、日常生活用具給付事業や住宅改修費給付事業において対応しています。

また、道路の段差解消に向けては、優先順位を確認し、適宜、対応を行っています。

アンケート調査では、現在どのように暮らしているかについては、「家族と暮らしている」(61.1%)が最も多く、また、地域で生活するためであればよい支援について、「障がいのある人に適した住居の確保」(37.8%)が第1位にあげられており、障がいのある人の在宅生活を支えるためにも、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を進める必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備や障がいのある人が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、さらには障がいのある人に配慮したまちづくりを総合的に推進します。

## 1. 住宅の確保

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅などの整備の際には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、建て替えを行います。</li><li>● 障がいのある人が地域で生活するための基盤となる住宅や公共施設等についてバリアフリー化を促進します。</li><li>● 障がいのある人が快適な在宅生活ができるよう、手すりやスロープなど必要な用具の住宅への普及を促進します。</li></ul>	建設課 市民福祉課

## 2. 障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
道路未改良区間の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 計画的に事業を推進し、未改良区間の整備を計画的に推進します。</li><li>● 通学路を中心に、障がいのある人が安心して歩行できる空間の整備を図ります。</li></ul>	建設課
道路の段差解消	<ul style="list-style-type: none"><li>● 道路維持補修により段差及び路面のこぼこの計画的な解消に努めます。</li><li>● マウンドアップタイプの歩道をフラットタイプに整備し障がいのある人に配慮した歩道の整備を推進します。</li></ul>	建設課

## 第6節 情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実

---

### 【現状と課題】

障害者基本法における基本的施策の一つとして、「情報の利用におけるバリアフリー化」が定められており、スマートフォンやタブレット等が普及する ICT 時代において、福祉サービスや市政等に関する情報をはじめとして、障がいのある人が必要とする情報を入手できる環境の充実が一層求められています。

アンケート調査では、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりに必要なこととして、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」(30.8%)が第1位にあげられているほか、障がいや福祉サービスなどの情報の入手先として、「インターネット」(13.3%)が1割強にのぼっており、今後の利用増加を踏まえた環境の整備が必要です。

意思疎通支援として、手話奉仕員養成講座の入門編と基礎編を隔年で開講しており、令和3年度は基礎編に5人の受講がありました。手話奉仕員として登録するには入門編と基礎編の両方を受講する必要があり、令和2年度末時点で11人が登録されています。

また、意思疎通が困難で介護者がいない方が医療機関に入院する場合にコミュニケーション支援員を医療機関に派遣する事業を実施するなど、意思疎通が困難な方のため、コミュニケーションの円滑化を図っていますが、引き続き、関係機関との連携により、コミュニケーション支援を必要としている人の情報把握に努める必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

## 1. 情報通信における情報アクセシビリティの向上

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
情報機器の利用支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある人のパソコンやスマートフォン等の情報機器の活用ニーズの把握に努めます。</li><li>● 障がいのある人が手軽に情報の発信や収集ができるようパソコンやスマートフォン等の情報機器の利用支援に努めます。</li></ul>	市民福祉課

## 2. 意思疎通支援の充実

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
コミュニケーション支援の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● コミュニケーション支援を必要とする人が利用しやすい体制づくりに努めます。</li></ul>	市民福祉課
人材の育成・資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● 手話通訳者、点訳奉仕員など、人材の育成や資質の向上に努めます。</li></ul>	市民福祉課

## 第7節 防災・防犯等の推進

---

### 【現状と課題】

障がいのある人が災害時に適切な対処をするためには、障がいのない人以上に普段から防災に対する備えをしておかなければなりません。

アンケート調査では、災害時に一人で避難できるかどうかについては、「できる」(43.7%)、「できない」(32.1%)、「わからない」(20.1%)となっています。

また、災害時に困ることは、「避難場所の設備や生活環境が不安」(39.4%)、「投薬や治療が受けられない」(37.5%)、「安全なところまで迅速に避難できない」(31.2%)が上位3項目にあげられており、災害発生時の対応の充実及び避難時の懸念緩和に向けた取組が必要です。

防犯面では、関係団体と連携しながら安全・安心なまちづくりを推進し、高齢者や子ども、青少年を犯罪から守るとともに、障がいのある人の安全・安心を確保するための取組も求められています。

近年において、障がいのある人や高齢者をねらった犯罪が悪質化・巧妙化しており、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取組を充実することが求められています。

### 【施策の方向】

障がいのある人が地域社会において、安全・安心な生活をすることができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災・防犯対策の推進します。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

## 1. 防災・防犯対策の推進

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある人が速やかに避難できるよう、市民や事業者への防災意識の啓発と障がいのある人自身の災害への備えや防災意識の啓発に努めます。</li></ul>	危機管理課
災害時支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域防災計画に基づき、地域における災害時の支援体制の充実に努めます。</li><li>● 自主防災組織での避難訓練等をととして、災害時に機能する体制づくりに努めます。</li></ul>	危機管理課

## 2. 消費者トラブルの防止

### 【施策】

施策	施策の内容	担当
犯罪被害の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"><li>● 警察と障がい者団体、福祉施設、行政等との連携により、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。</li></ul>	危機管理課
消費者トラブルに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>● 消費者トラブルに関する情報を収集し、発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。</li></ul>	商工振興課



## 第8節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

---

### 【現状と課題】

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月から施行され、これにより、何人も、障がいを理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

アンケート調査では、差別を受けたり嫌な思いをしたことが“ある”（「ある」と「少しある」の合計）は、40.3%となっており、差別を受けたり嫌な思いをした場所・場面については、「仕事や収入面」・「街角など外での人の視線」（同率30.2%）が第1位にあげられており、事業者を含め、障がいや障がいのある人への一層の理解促進が必要です。

また、令和元年度より弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職も含めて権利擁護推進のため、権利擁護サポート会議を定期的で開催し、後見制度の普及、周知に努めていますが、アンケート調査では、成年後見制度については、「名前も内容も知っている」が22.7%にとどまります。「名前も内容も知らない」が31.4%と、前回のアンケート調査より認知度が高まっていることがうかがえますが、引き続き、認知度を高める必要があります。

本市では、後見制度の利用者増加を見込み受任者不足の解決のため、令和3年7月に壱岐市社会福祉協議会により開設された後見センター壱岐を支援しています。

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障がいのある人への権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談体制の充実等に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進する必要があります。

### 【施策の方向】

社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるため、障害者差別解消法等に基づき、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を行います。

あわせて、障害者虐待防止法に基づく障がいのある人への虐待の防止等、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。

## 1. 障がいを理由とする差別の解消の推進

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
障がいを理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関・団体はもとより国や県との連携を図り、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</li> </ul>	市民福祉課

## 2. 権利擁護の推進及び虐待の防止

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
権利擁護の推進 (日常生活自立支援事業の活用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己判断力が低下している障がいのある人が安心して暮らせるよう障がいのある人の権利擁護を推進します。</li> <li>● 壱岐市社会福祉協議会と連携し、専門職だけではなく一般市民にも権利擁護についての理解を深めるために、各種の研修等を実施します。</li> <li>● 壱岐市社会福祉協議会では障がいのある人で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用に関する相談や情報提供、日常生活に必要な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業の活用を促進します。</li> </ul>	市民福祉課 ひまわり
成年後見制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいなどで判断能力が十分でない人に対して、後見人等を定めて、後見人等がその人に代わって財産の適切な管理を行ったり、介護・医療といった必要なサービスを受けることについて意思決定したりするなどの支援を行う成年後見制度の周知に努めます。</li> </ul>	市民福祉課 ひまわり

施 策	施策の内容	担当
障がいのある人への虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、居宅及び施設・事業所等における虐待防止の取組を強化します。</li> </ul>	市民福祉課 ひまわり

## 第9節 行政サービス等における配慮

### 【現状と課題】

本市では、平成28年9月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する壱岐市職員対応要領」を施行しています。これに伴い不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、障がい特性と対応を記載した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員一人ひとりが障がいに対する理解を深め、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう、努めています。

また、総務課職員が障害者生活相談員資格認定講習を受講し、障がいのある職員が適性に応じた働きやすい環境づくりに努めています。

引き続き、障害者生活相談員を複数人配置し、障がいのある職員が気軽に相談し、働きやすい職場づくりに取り組むほか、職員に対して障がいのある人に対する理解をさらに深めるための研修を実施するとともに、窓口対応マニュアル等により啓発を図る必要があります。

### 【施策の方向】

障がいのある人が適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がいのある人への理解の促進に努めます。

また、障がいのある人が、司法手続等について、円滑かつ適切に行えるよう配慮に努めます。

## 1. 行政機関等における配慮及び障がいのある人に対する理解の促進等

### 【施策】

施 策	施策の内容	担当
障がいのある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」に基づき、市職員に対し障がいのある人に対する理解を促進し、窓口等における障がいのある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。</li></ul>	総務課

## 第5章 障がいのある人を支える体制づくり

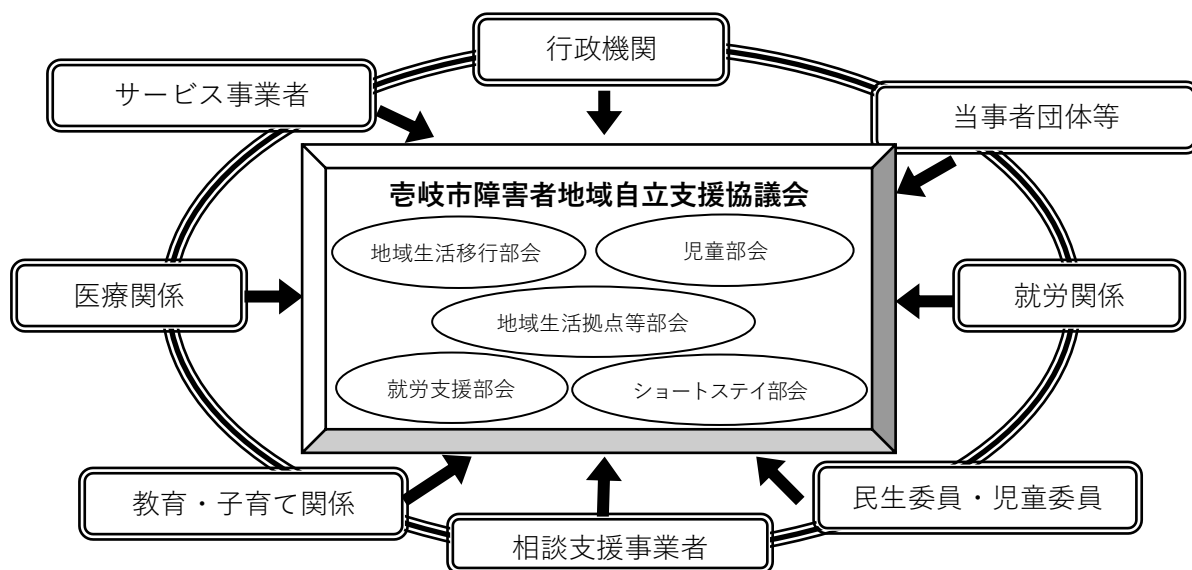
### 第1節 吉崎市障害者地域自立支援協議会を中心とした支援の充実

本市では、相談支援事業をはじめとするシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として、障がいのある人が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成される「吉崎市障害者地域自立支援協議会」を設置しています。

同協議会を中心として、障がいのある人の視点に立った相談支援事業、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源や障がい福祉施策への反映、地域の関係機関のネットワーク構築等に向けた協議等を実施していきます。

また、各専門部会において、年間の主要な課題を設定し、年間計画を立てて、効率的な運営を行っていきます。

◇吉崎市障害者地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）◇



## 第6章 計画の推進体制

### 第1節 各種関連機関との連携

#### 1. 地域の各関連機関・関連団体との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する住民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

#### 2. 医療機関との連携

医療機関に対して理解と協力を得ながら積極的に各種施策を展開します。

#### 3. 庁内体制の整備

障がいのある人のための施策については、福祉、教育、就労、保健・医療など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の連携により全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

### 第2節 広報・啓発活動の推進

#### 1. 広報・啓発活動の推進

障がいのある人のための施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要なことから、行政はもとより、企業、NPO等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

加えて、障がいについての市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

#### 2. 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するための取組を推進するとともに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

### 3. ボランティア活動等の推進

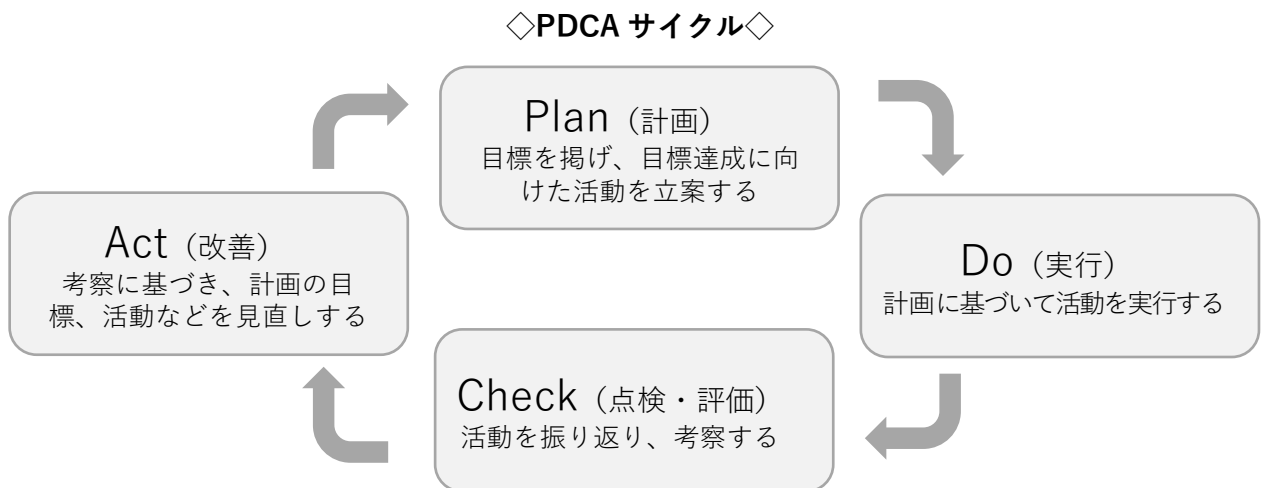
ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

#### 第3節 計画の推進体制

計画は、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

計画の進行管理については、計画の実効性確保の観点から、壱岐市障害者地域自立支援協議会における有識者・関係者の意見を聴きながら、本計画の進捗状況等の点検・評価を行い、計画達成に向け適切に対応します。

また、P（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：点検・評価）・A（Act：改善）サイクルの考えにより施策の推進と管理に努めます。



## 資料編

### 第1節 壱岐市障害者地域自立支援協議会

#### (1) 壱岐市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく障害者の施策の実施にあたり、障害福祉に携わる関係機関が連携し相談支援の円滑な推進を図り、地域における障害者等の福祉の向上を図るとともに、関係機関のネットワークの構築強化、社会資源の開発及び改善等を行うため、壱岐市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は第1条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (3) 障がい者計画の策定及び進捗管理等に関すること。
- (4) 障がい福祉計画の策定及び進捗管理等に関すること。
- (5) 障がい者各関係法令の周知及び進捗管理等に関すること。
- (6) 社会資源の情報の収集・提供体制に関すること。
- (7) 困難事例への対応・調整に関すること。
- (8) 地域の社会資源の開発並びに改善に関すること。
- (9) その他、障害者の自立に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者団体に属する者
- (7) 学識経験者
- (8) 関係行政機関の職員
- (9) その他の関係者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。



3 市長は、委員が欠けたときは、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会議の議長は、会長が務める。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集する。ただし、初回の会議は市長が招集する。

(説明等の聴取)

第6条 協議会は必要と認められるときは委員以外の者に出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会に専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、次に掲げる者のうち会のテーマごとに専門的実務経験を有する者により組織し、委員以外の者に依頼することができるものとする。

(1) 相談支援事業者

(2) 福祉サービス事業者

(3) 保健・医療関係者

(4) 教育関係者

(5) 雇用・就労関係者

(6) 関係行政機関の職員

(7) その他の関係者

3 専門部会は、次の事項について協議を行う。

(1) 個別支援事例の情報の共有に関すること。

(2) 関係機関によるネットワークの構築に関すること。

(3) 障がい者計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(4) 障がい福祉計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(5) 社会資源の情報の収集・提供体制に関すること。

(6) 困難事例への対応・調整に関すること。

(7) 地域の社会資源の開発並びに改善に関すること。

(8) その他、障害者の自立に関し必要な事項に関すること。

4 専門部会は、必要に応じて調整機関が招集する。

(調整及び庶務機関)

第8条 協議会の調整及び庶務を執り行う機関（以下「調整機関」という。）は市民部市民福祉課壱岐障害者地域活動支援センターとする。

2 調整機関は、次に掲げる業務に関するものとする。

- (1) 協議事項、参加関係機関の決定等協議会開催に向けた準備に関する事。
- (2) 協議会の議事運営に関する事。
- (3) 協議会の記録の作成及び資料等の保管に関する事。
- (4) 支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整。

(秘密保持)

第9条 委員及び協議会に出席した者は、会議及びこの活動を通じて知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。尚、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## (2) 委員名簿

No.	氏名	役職名等	備考
1	赤木 保久	壱岐医師会 理事	
2	豊島 政浩	社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会 事務局長	副会長
3	米村 和久	社会福祉法人結の会 就労継続支援B型事業所 結 副管理者	
4	榎本 竜太	社会福祉法人和光会 障がい者支援施設 希望の丘 施設長	
5	小畑 雅信	社会福祉法人米寿会 就労継続支援B型事業所 壱岐國の里 主任職業指導員	
6	浦川 幸司	特定非営利活動法人のぎく 就労継続支援B型事業所 のぎくの丘 施設長	
7	品川 洋毅	壱岐市身体障害者福祉協会 会長	
8	坂口 喜子	障害児を守る親の会たんぽぽの会 会員	
9	大曲 博一	精神障害者当事者会 SUNSUN クラブ 会長	
10	城下 和一郎	長崎県立虹の原特別支援学校 壱岐分校高等部 部主事	
11	相川 久雄	長崎県立虹の原特別支援学校 壱岐分校小中学部 部主事	
12	清水 美香	壱岐市教育委員会 指導主事	
13	谷角 美佳	対馬公共職業安定所壱岐出張所 就職促進指導官	
14	小金丸 敬仁	壱岐島リハビリテーション研究会 会長	会長
15	瀬川 伸幸	壱岐市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
16	松尾 明子	長崎県壱岐保健所 次長兼企画保健課長	
17	谷口 暁美	壱岐市健康増進課 課長	
18	平本 善広	壱岐市保険課 課長	
19	竹藤 美子	壱岐市こども家庭課 課長	
20	塚本 和広	壱岐市市民福祉課 課長	

任期 令和2年10月1日～令和5年9月30日

## 第2節 アンケート結果（一部抜粋）

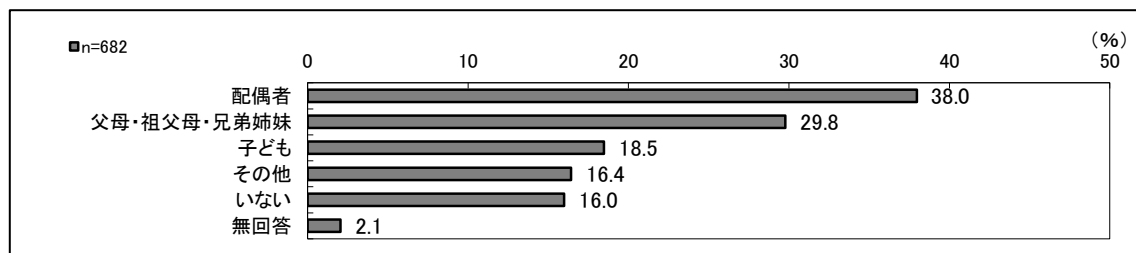
アンケート結果（一部抜粋）は以下のとおりです。

### （1）家族や介助の状況について

◇現在一緒に暮らしている人について◇

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。【複数回答】

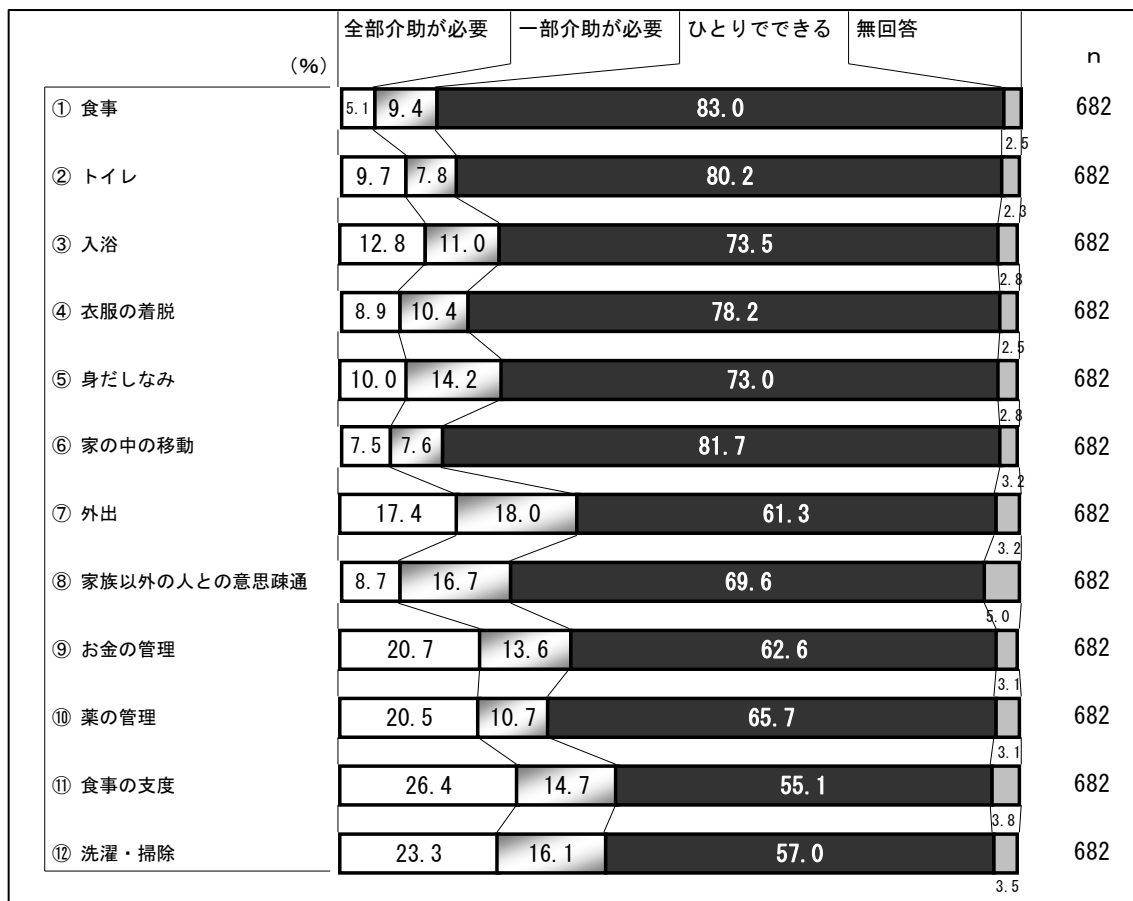
○「配偶者」が第1位。



◇日常生活の介助の程度◇

問6 あなたは日常生活中で、次のことをどのようにしていますか。

○お金の管理、薬の管理、食事の支度、洗濯・掃除は、「全部介助が必要」が2割を超える。

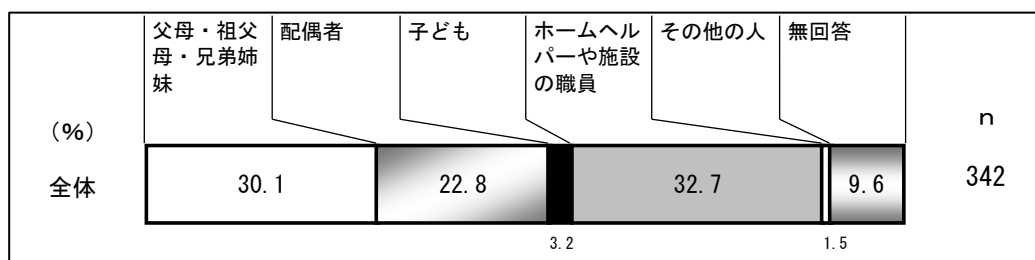


◇主な介助者◇

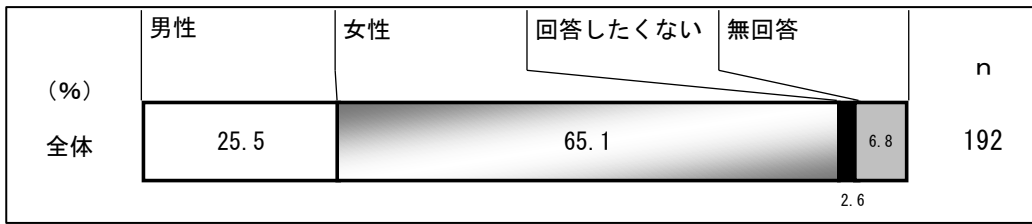
【問6で1つでも「1」または「2」と回答した方のみ】  
問6-1 あなたを主に介助してくれる方は誰ですか。

○「ホームヘルパーや施設の職員」が3割強を占める。  
○女性が6割台半ば、60歳代が3割弱、健康状態はふつうが6割強を占める。

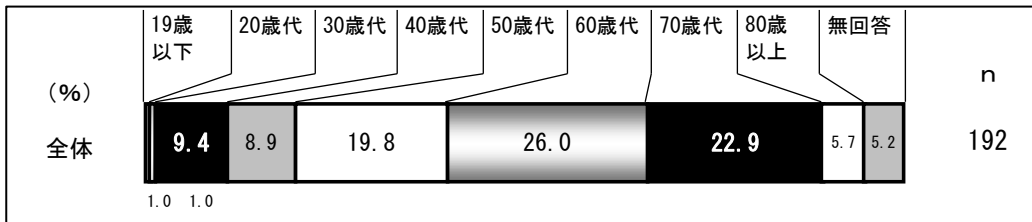
【主な介助者】



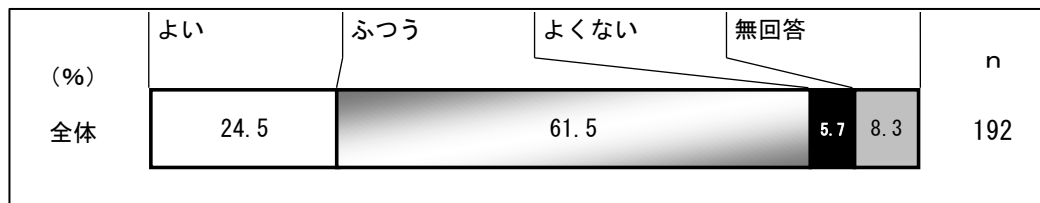
【介助者の性別】



【介助者の年齢】



【介助者の健康状態】

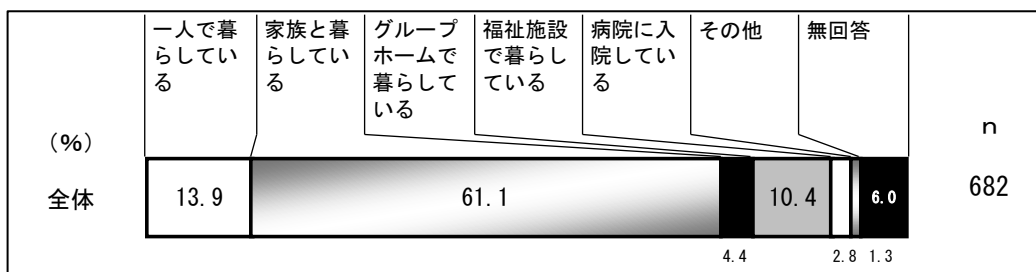


(2) 住まいや暮らしについて

◇現在どのように暮らしているか◇

問7 あなたは現在どのように暮らしていますか。

○「家族と暮らしている」が6割強を占める。

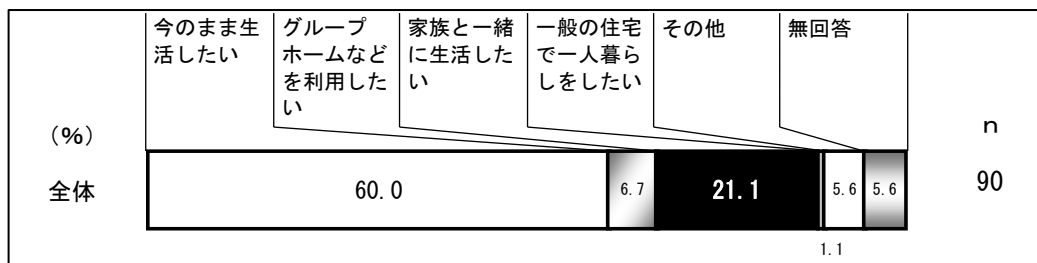


◇将来地域で暮らしたいか◇

問 7-1 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

(「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人)

○「今のまま生活したい」が6割を占める。

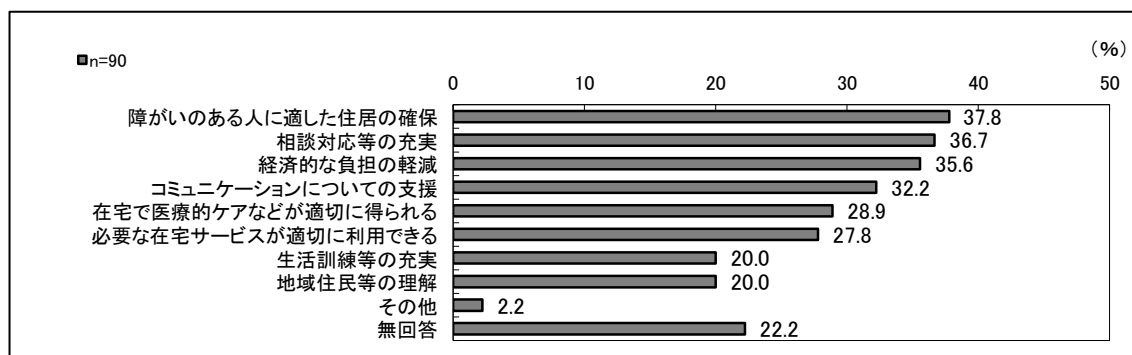


◇地域で生活するためにあればよい支援◇

問 7-2 あなたが地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
【複数回答】

(「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」と答えた人)

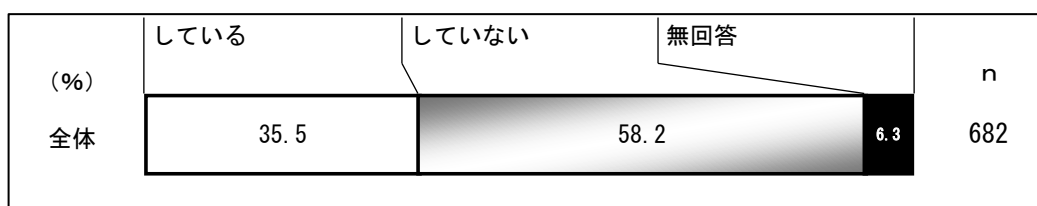
○「障がいのある人に適した住居の確保」が第1位。



◇収入を得る仕事をしているか◇

問 9 あなたは、会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしていますか。

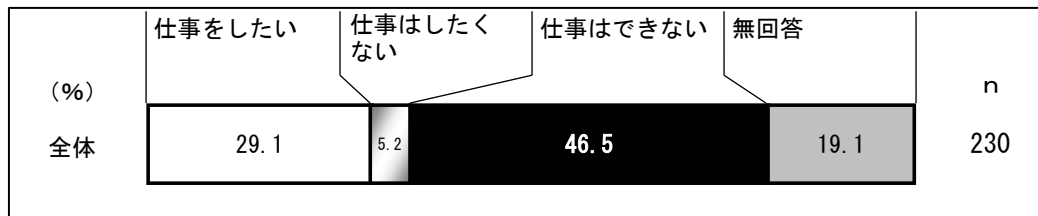
○「していない」が6割弱を占める。



◇今後収入を得る仕事をしたいか◇

【問9で「2.」と回答した人のうち、18～64歳の方のみ】  
問10 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

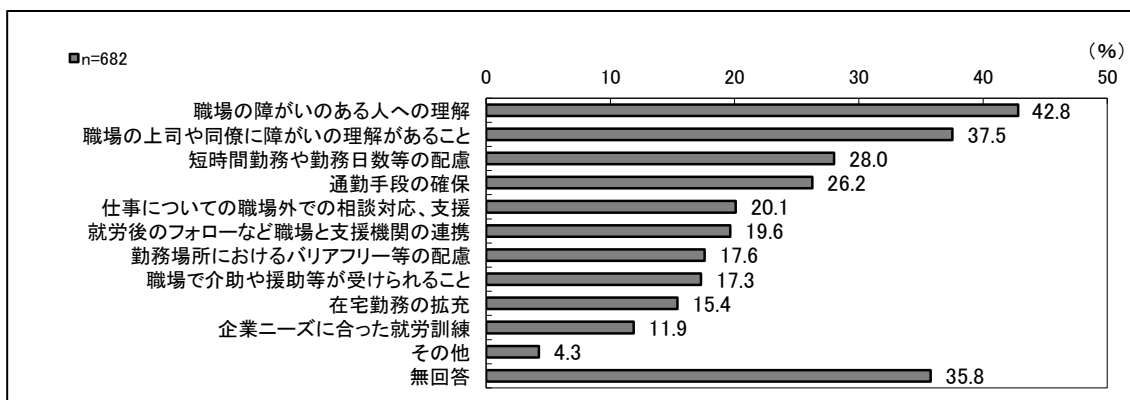
○「仕事をしたい」が3割弱を占める。なお、「仕事はできない」が5割弱を占める。



◇障がいのある人の就労支援として必要なこと◇

問11 あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
【複数回答】

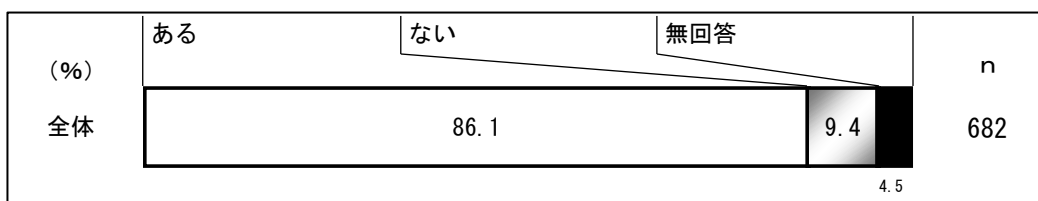
○「職場の障がいのある人への理解」が第1位。



◇定期的に通院している医療機関の有無◇

問12 あなたが定期的に通院している医療機関（かかりつけ医）はありますか。

○「ある」が9割弱を占める。

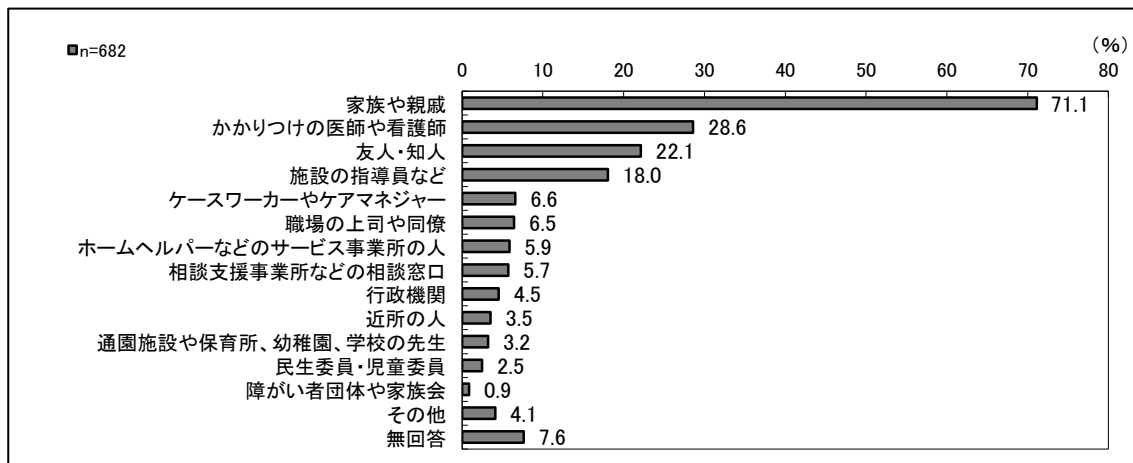




◇悩みや困ったことの相談相手◇

問 14 あなたは普段、悩みや困ったことを誰に相談しますか。【複数回答】

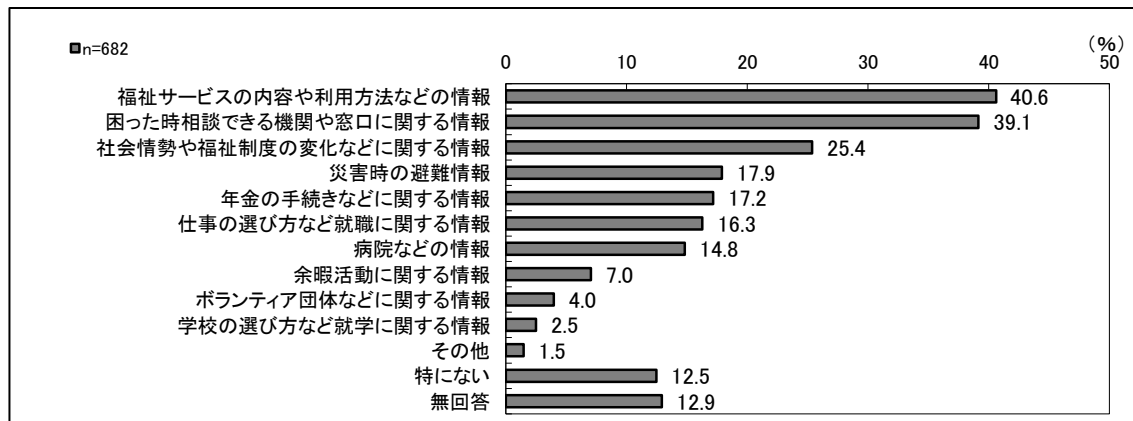
○「家族や親戚」が他を引き離して第1位。



◇今後特に充実してほしい情報◇

問 16 あなたにとって、今後、特に充実してほしい情報は何か。【複数回答】

○「福祉サービスの内容や利用方法などの情報」及び「困った時相談できる機関や窓口に関する情報」が2大要望。



### (3) 療育・教育について

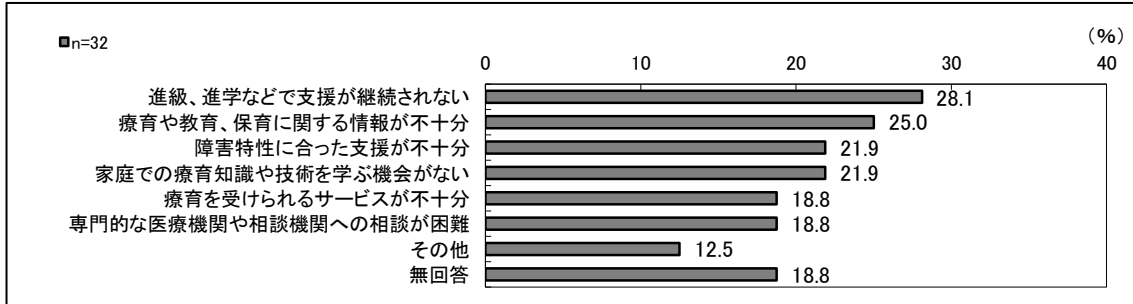
◇障がいのある子どもの教育などで困っていること◇

【障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）の方のみ】

問 20 障害のある子どもの療育や教育について、困っていることをお答えください。

【複数回答】

○「進級、進学などで支援が継続されない」が第1位。

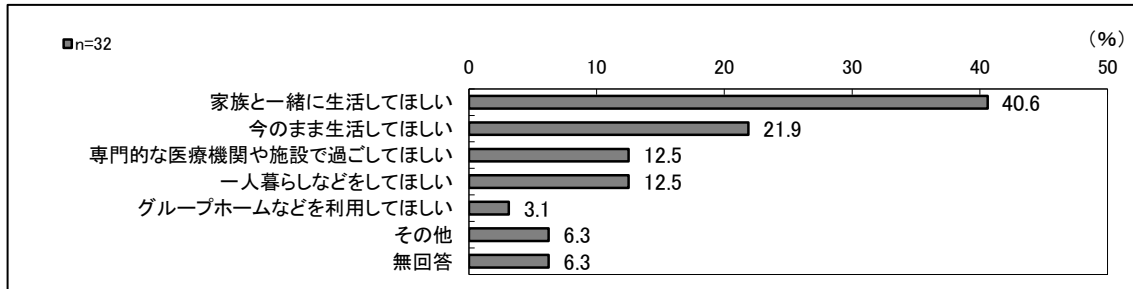


◇将来どのように生活してほしいか◇

【障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）の方のみ】

問 21 将来、どのように生活してほしいと思いますか。【複数回答】

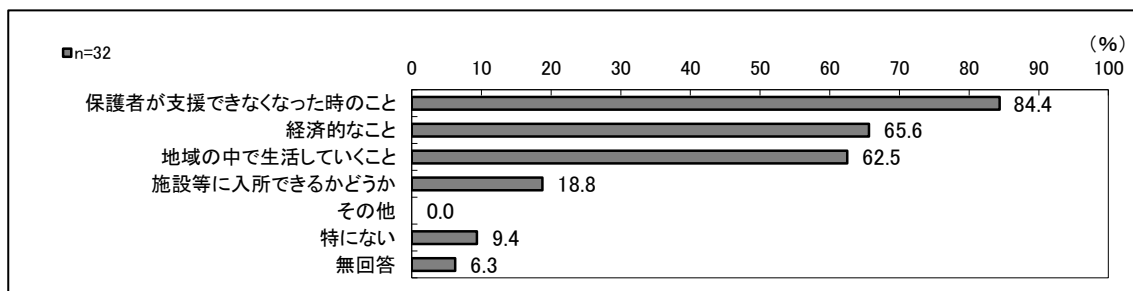
○「家族と一緒に生活してほしい」が他を引き離して第1位。



◇子どもの将来に向けての不安や心配していること◇

【障害のある子ども（18歳未満）を持つ保護者（介助者）の方のみ】  
 問 23 障がいのある子どもの将来に向けて、不安や心配していることは何ですか。  
 【複数回答】

○「保護者が支援できなくなった時のこと」が他を引き離して第1位。

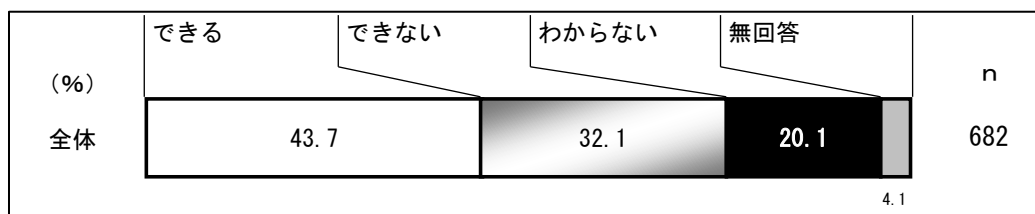


(4) 災害時の対応について

◇災害時に一人で避難できるか◇

問 17 あなたは、火事や地震などの災害時に一人で避難できますか。

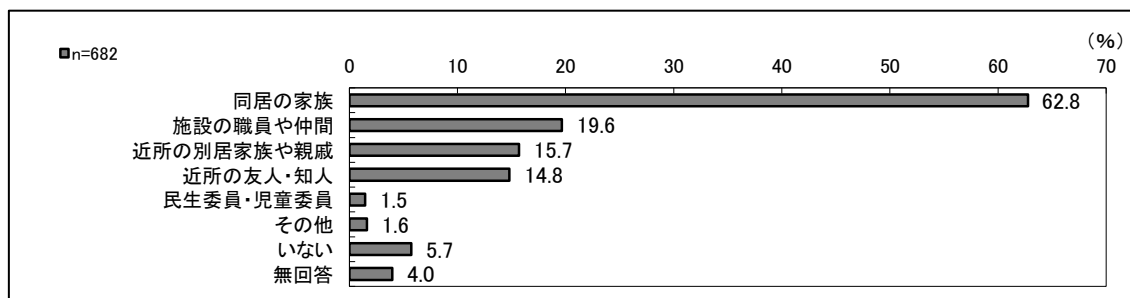
○「できる」が4割強、「できない」が約3割を占める。



◇災害時に頼れる人は誰か◇

問 18 あなたが地震や台風などの大きな災害が起きた場合に、安全の確保などで頼れる人は誰ですか。【複数回答】

○「同居の家族」が他を引き離して第1位。



## (5) 権利擁護について

◇差別を受けたり嫌な思いをしたこと◇

問 24 あなたは、障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いをしたりする（した）ことがありますか。



○“ある”（「少しある」、「ある」の合計）が約4割を占める。

(%)	ある	少しある	ない	無回答	n
全体	18.0	22.3	44.0	15.7	682

◇成年後見制度について◇

問 25 あなたは成年後見制度についてご存じですか。



○「名前も内容も知らない」が3割強を占める。

(%)	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答	n
全体	22.7	30.2	31.4	15.7	682

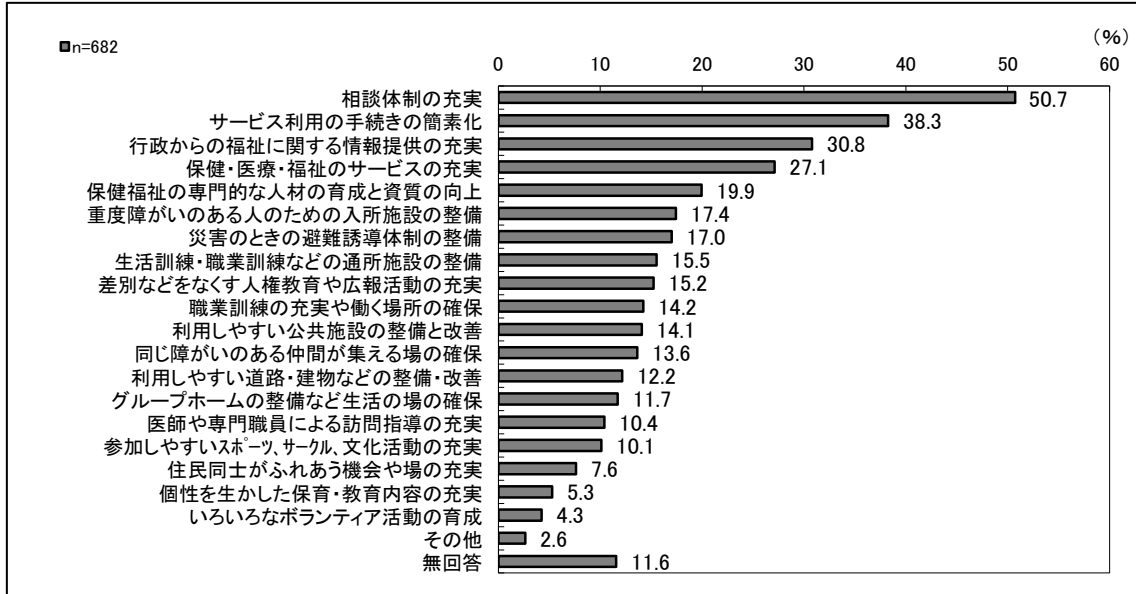
## (6) 障がいのある人にも暮らしやすいまちづくりについて

◇障がい者が暮らしやすいまちづくりに必要なこと◇

問 27 あなたは障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと考えますか。【複数回答】



○「相談体制の充実」が他を引き離して第1位。



### 第3次壱岐市障がい者計画

発行年月日 令和4年3月

発行 長崎県 壱岐市

編集 壱岐市 市民部 市民福祉課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

電話 0920-48-1111(代表) FAX 0920-47-4844